

# 茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進計画

令和5年3月  
茅 野 市



# はじめに

茅野市は、平成14年に「茅野市こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」を策定し、「たくましく、やさしい、夢のある子ども」に育つことを願い、市民と行政が協働して子どもとその家庭の応援・支援に取り組んでまいりました。

近年、核家族化、共働き世帯の増加、地域での関わりの希薄化、新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢は大きく変化し、子どもとその家庭の負担、不安、孤立感が高まってきています。



国民生活基礎調査によりますと、子どもの貧困率は平成30年国民生活基礎調査（厚生労働省）において、13.5%であり、子どもの約7人に1人が貧困状態にあるとされています。

貧困によって、子どもの将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まったりすることのないように、教育、生活面、親の就労等様々な支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、令和3年度に「子どもの生活状況調査」を実施し、その結果を基に子どもの貧困対策の基本的な計画となる「茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進計画」を策定しました。

本計画は、基本方針として「相談・支援体制の充実とつなぎの強化」「子どものその家庭への支援」の二つを掲げました。

一つ目の基本方針では、これまでの相談・支援体制を充実することに加え、生活に困難を抱えている子どもや家庭に早期に気づき、キャッチアップすること、また関係機関との連携を強化し、地域全体で子どもとその家庭を見守ることによりまちづくりを推進してまいります。

二つ目の基本方針では、「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つを基本施策とし、子どもの視点に立った各種の貧困対策事業に取り組んでいくこととしております。

今後は、基本理念に掲げた「全ての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していけるまちをつくる」ために、全力を挙げて取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました茅野市こども・家庭応援会議委員の皆様をはじめ、関係団体及び市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和5年3月

茅野市長 今井 敦

# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 子どもの貧困対策に関する国・県の動向 .....	1
3 計画の基本的な考え方 .....	2
4 計画の位置付け .....	3
5 計画の期間と対象 .....	4
6 子どもの貧困とは .....	4
7 子どもの貧困の捉え方 .....	5
第2章 茅野市の子どもと家庭の状況 .....	6
1 統計データからみえる子どもと家庭の状況 .....	6
2 子どもの生活状況調査からみえる子どもと家庭の状況 .....	11
3 子どもの貧困に関する指標 .....	24
第3章 子どもの貧困に関する課題 .....	27
1 子どもの生活に関する課題 .....	27
2 子どもの教育に関する課題 .....	27
3 相談体制の課題 .....	27
第4章 計画の基本理念、基本方針、施策の体系 .....	28
1 基本理念 .....	28
2 基本方針 .....	29
3 施策の体系 .....	30

第5章 施策の展開.....	32
1 基本方針1 相談・支援体制の充実とつなぎの強化.....	32
(1) キャッチアップ・周知活動の強化.....	32
(2) 相談・支援体制の充実.....	32
(3) 関係機関へのつなぎの強化.....	32
2 基本方針2 子どもとその家庭への支援.....	34
(1) 教育の支援.....	34
(2) 生活の支援.....	35
(3) 保護者の就労支援.....	38
(4) 経済的支援.....	39
第6章 計画の推進に向けて.....	40
1 計画の推進にあたって.....	40
2 計画の推進体制.....	40
第7章 資料編.....	41
1 長野県の子どもの貧困対策関連事業.....	41
2 子ども貧困対策の推進に関する法律.....	44
3 子供の貧困対策に関する大綱（概要）.....	47
4 茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例.....	49
5 茅野市こども・家庭応援会議 委員名簿.....	53
6 茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部設置要綱.....	54
7 計画策定の経緯.....	55

本計画では、「子ども」という表記を用いていますが、法律や固有の名称などにより、「子供」や「こども」を用いる場合があります。



## 1 計画策定の背景

国民生活基礎調査によると、平成30年の子どもの貧困率は13.5%と平成27年の13.9%に比べて減少しているものの、子どもの約7人に1人が貧困状態にあります。また、平成30年度の大人が1人の世帯の子どもの貧困層は48.1%と、平成27年に比べ改善していますが、依然として約半数が貧困状態にあります。

また、子どものいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にあるなかで、ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。

家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まったりすることのないように、教育、生活面、親の就労等、様々な支援が求められています。

## 2 子どもの貧困対策に関する国・県の動向

### (1) 国の動向

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同法を踏まえ、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「子供の貧困大綱」という。）を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、子どもの貧困対策の推進に加え、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの権利を尊重すること、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ること等が明記されています。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされています。

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消に取り組むことが必要となっています。

## (2) 長野県の動向

長野県では、平成28年に「長野県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもたちが成長して自立するときに、選択肢が限定されないことがないように、夢と希望に向かった自立ができるような取組を行ってきました。

平成30年に、長野県子育て支援戦略、ながの子ども・子育て応援総合計画、長野県次世代サポートプラン、長野県子どもの貧困対策推進計画を一本化した、「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定し、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで切れ目なく、次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための長野県の取組や市町村、県民の皆様と協働する取組を総合的にまとめました。また、この計画は「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を踏まえながら策定しており、基本目標を「子ども・若者の未来の応援」とし、子どもの貧困対策についても、施策が展開されています。

## 3 計画の基本的な考え方

平成26年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によれば、平成24年の日本の子どもの貧困率は16.3%で、OECD（経済協力開発機構）加盟34か国中25位（2010年）であるということが明らかになりました。その後、令和元年の同調査では、子どもの貧困率は14.0%と、過去最悪だった平成24年から2.3ポイント改善したものの、依然として日本の子どもの7人に1人は貧困状態にあるという、非常に厳しい状況が続いています。

また、令和2年に入ってから、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、日本においても新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を発令するなど、これまでの生活が大きく変化しました。働き方の変更や収入減少などの影響があった子育て家庭も多く、今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。

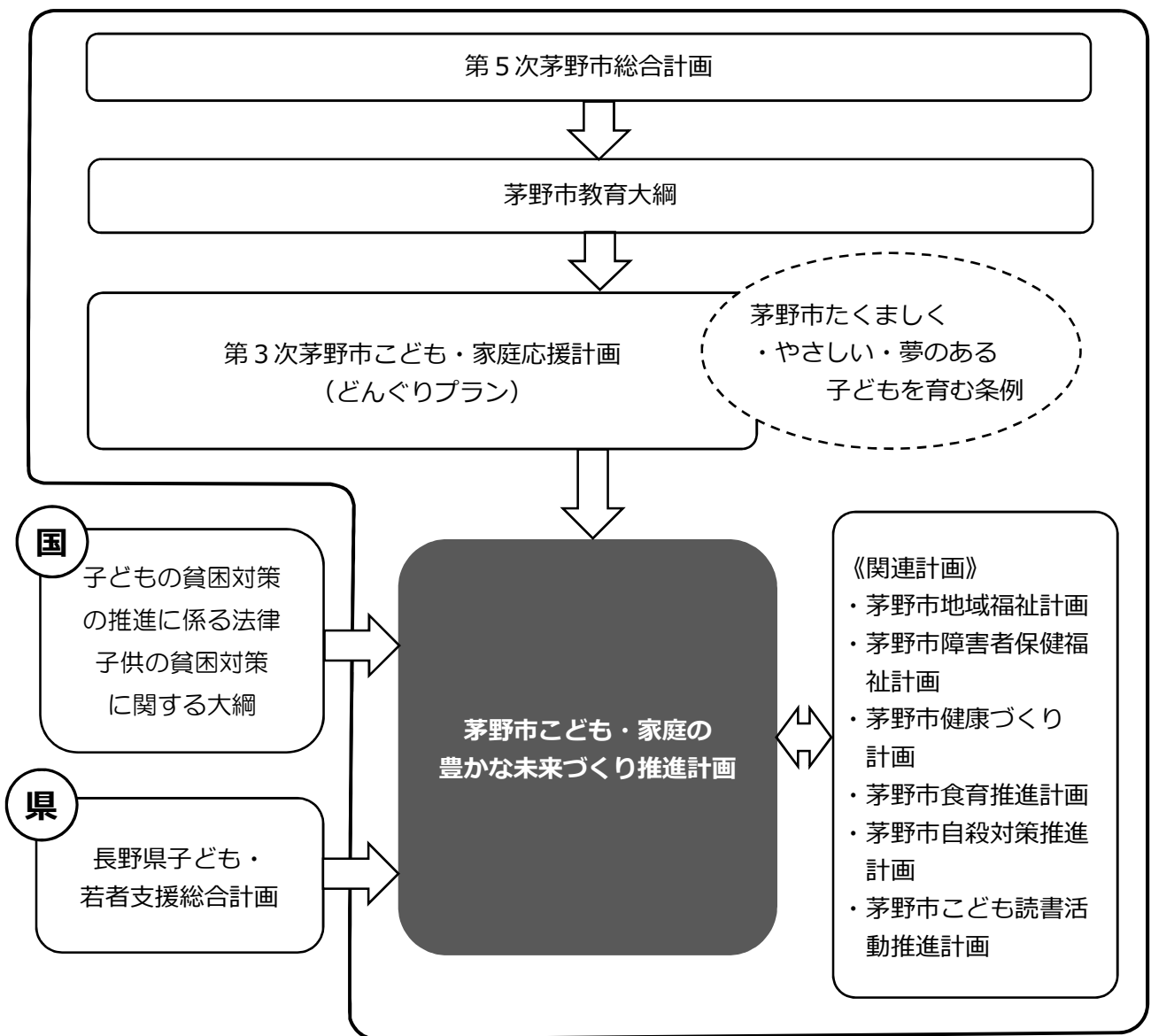
本市では、これらの状況を勘案し、すべての子どもが、将来に夢と希望を持って成長していけるまちの実現に向けて、「茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進計画」を策定するものです。



## 4 計画の位置付け

本計画は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ策定します。

また、本計画は、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、県の計画と連携を図りながら、茅野市総合計画、茅野市教育大綱及び第3次茅野市こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）のもと、関連する諸計画との整合性を図っていきます。



## 5 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。また、法律・大綱の改正や社会情勢の変化、関連計画の変更を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

本計画の対象は、妊娠期から18歳までのすべての子どもとその家庭とします。

## 6 子どもの貧困とは

＜「絶対的貧困」と「相対的貧困」について＞

貧困状態を示す代表的な考え方として、「相対的貧困層」と「絶対的貧困層」があります。

相対的貧困とは、その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のことを指しています。所得で見ると、世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない状態のことを言います。

絶対的貧困とは、国や地域のレベルとは無関係に、生きるのが困難なレベルで生活水準が低いことを指しています。今日の夜食べるものがない、住む場所がないなどの状況が絶対的貧困に該当します。

＜「子どもの貧困率」について＞

子どもの貧困対策の推進に関する法律において「子どもの貧困率」とは、「相対的に貧困の状況にある18歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が18歳未満の者の総数のうちに占める割合をいう。」とされています。

具体的には、「国民生活基礎調査」においては13.5%（平成30年）、「全国家計構造調査」においては、8.3%（令和元年）となっています。

○子どもの貧困率

国民生活基礎調査	16.3% (平成24年)	13.9% (平成27年)	13.5% (平成30年)
全国家計構造調査	—	7.9% (平成26年)	8.3% (令和元年)

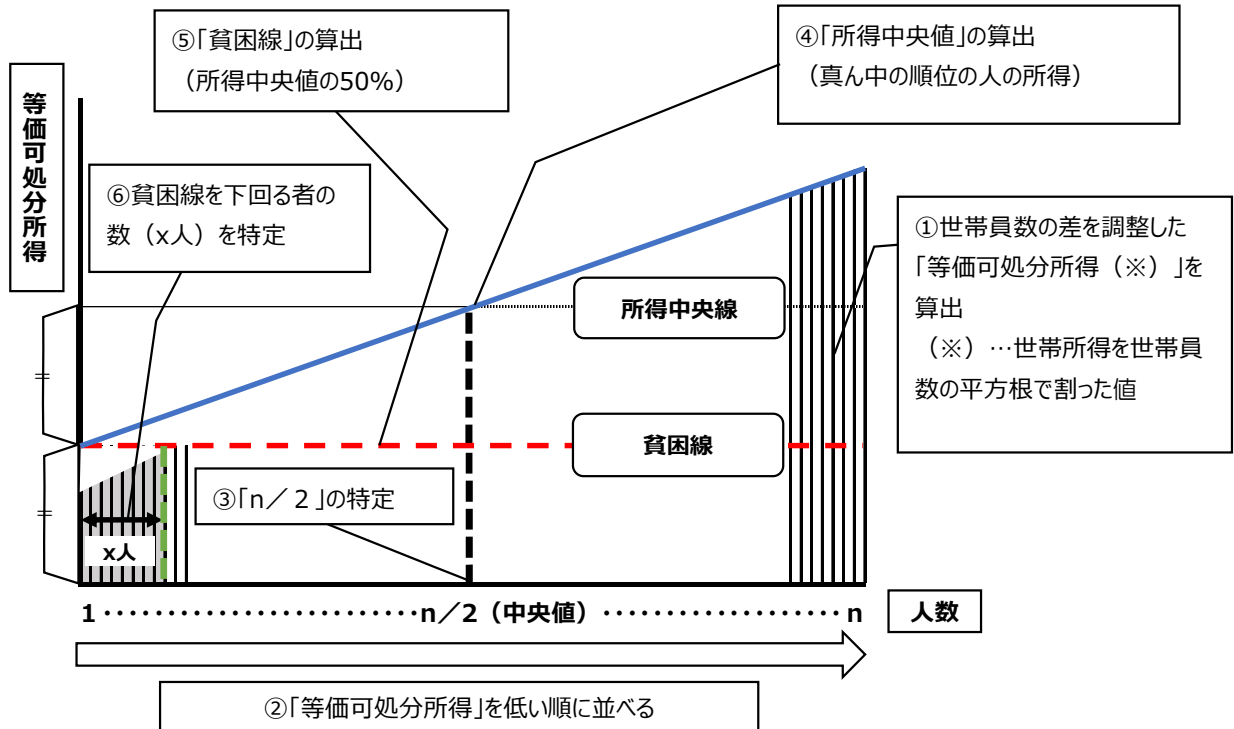
< 相対的貧困率の算出方法 >

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合

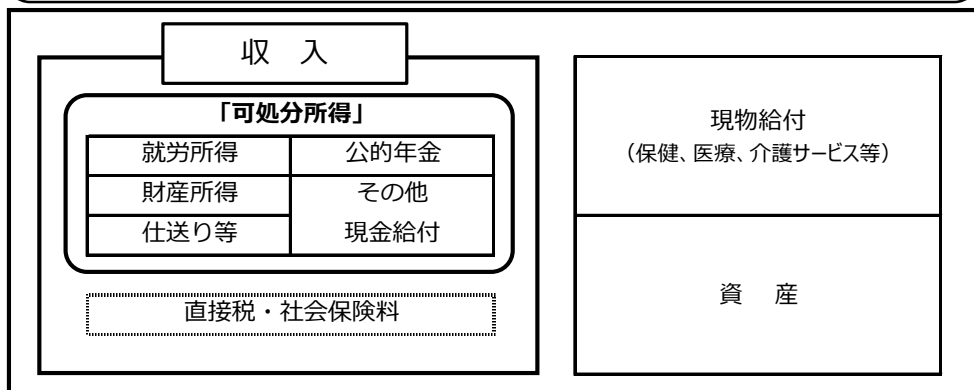
(50%が一般的。いわゆる「貧困線」を下回る所得しか得ていない者の割合)



$$\text{相対的貧困率(\%)} = x \div n \times 100$$



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。  
※資産の多寡については、考慮していない。



## 7 子どもの貧困の捉え方

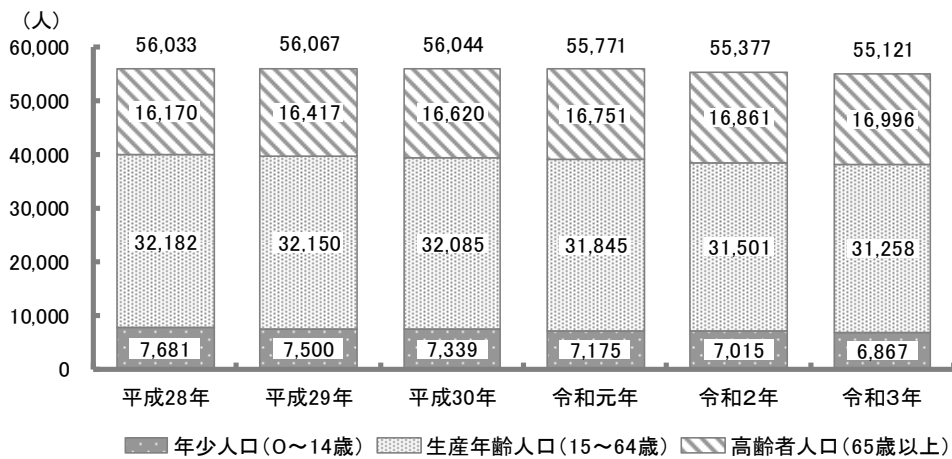
本計画において、「子どもの貧困」は、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えています。

## 1 統計データからみえる子どもと家庭の状況

### (1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は平成28年以降減少し続けています。

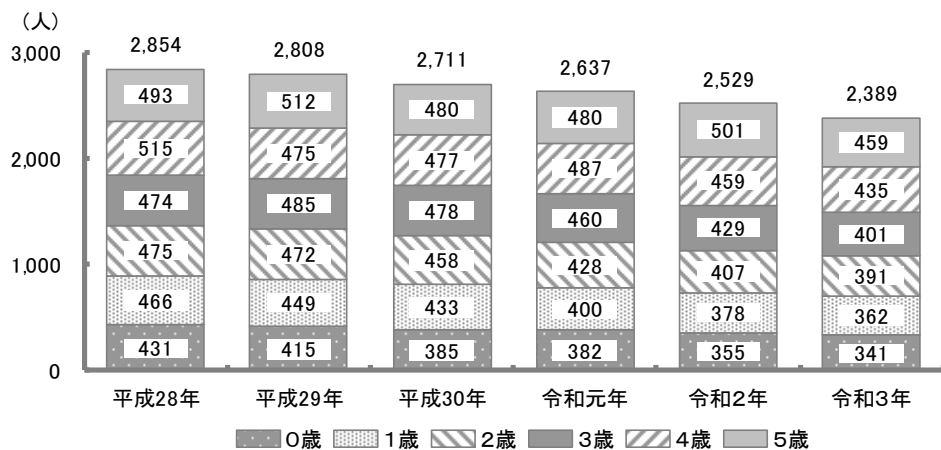
年少人口は、年々減少しており、令和3年で6,867人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (2) 年齢別就学前児童数の推移

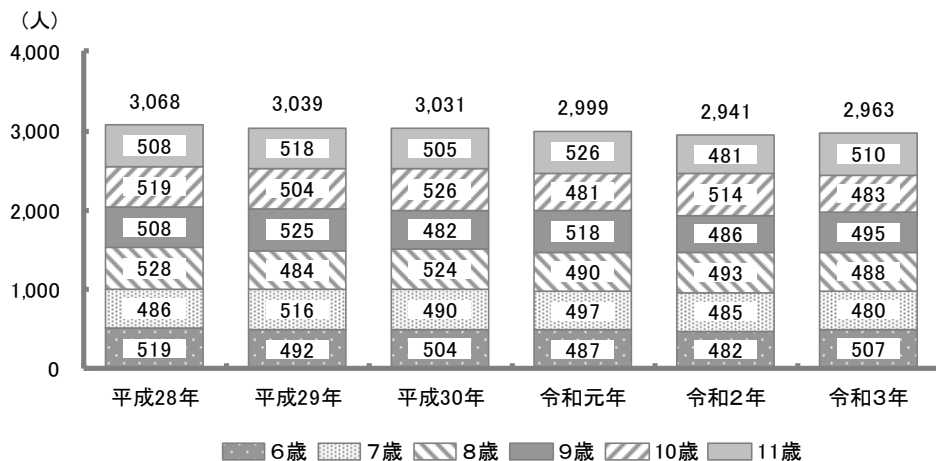
本市の年齢別就学前児童数は、年々減少しており、令和3年で2,389人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (3) 年齢別就学児童数の推移

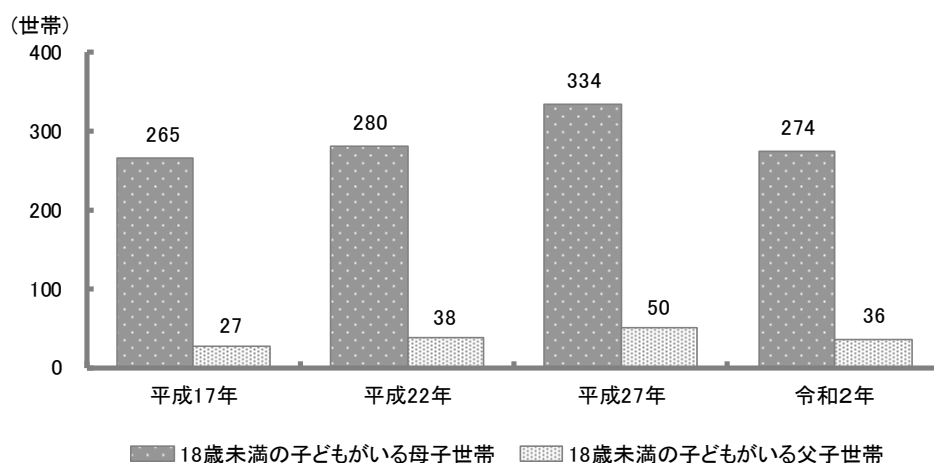
本市の年齢別就学児童数は、年々減少しており、令和3年で2,963人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (4) ひとり親世帯の推移

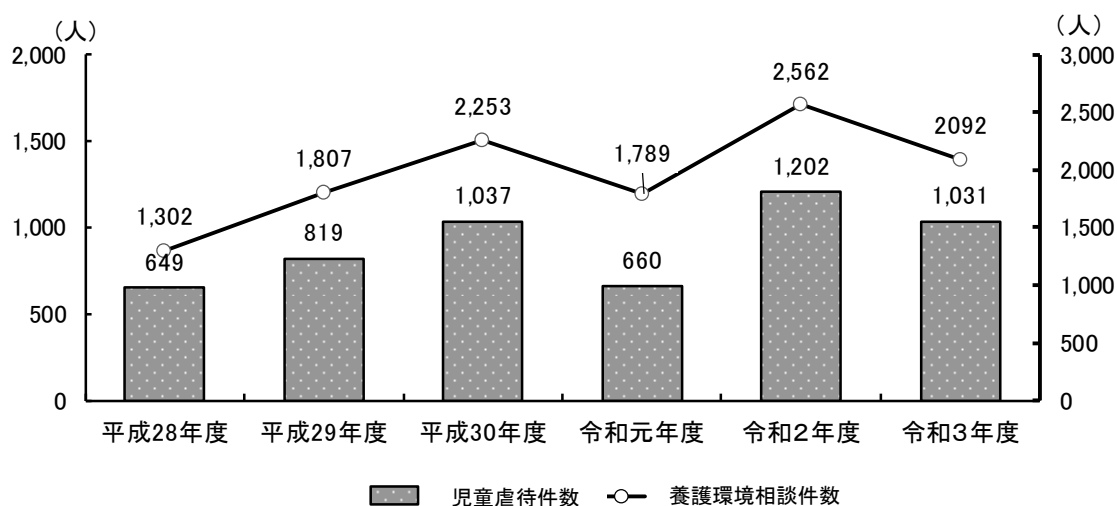
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯数は、平成27年まで年々増加しており、令和2年で減少し、274世帯となっています。18歳未満の子どもがいる父子世帯数も、平成27年まで年々増加しており、令和2年で減少し、36世帯となっています。



資料：国勢調査

## (5) 児童虐待・養護環境相談件数の推移

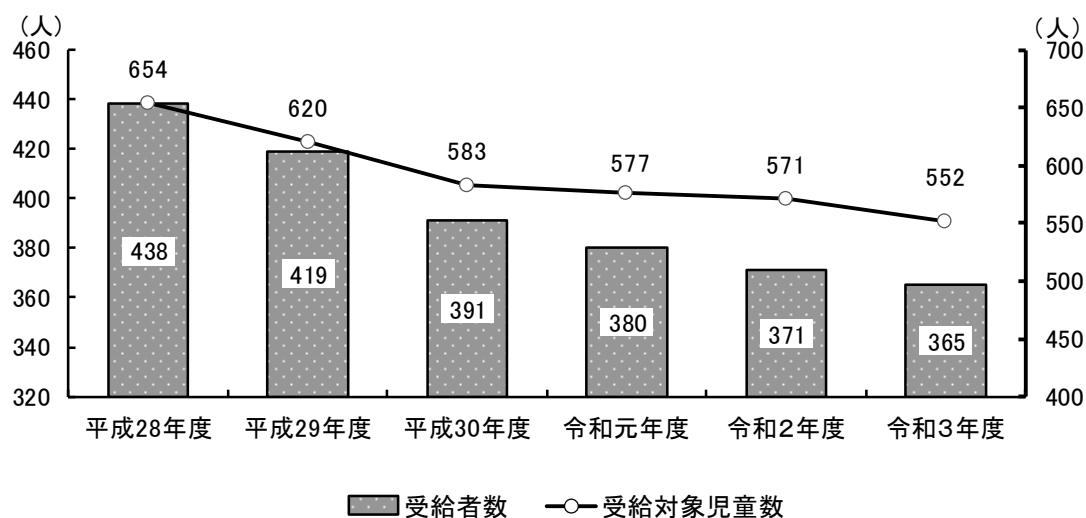
児童虐待・養護環境相談件数は平成28年度から年々増加傾向にあり、令和元年度と令和3年度は減少となっていますが、令和2年度は増加し、ここ6年間で1番多くなっています。児童虐待のここ数年の傾向としては、心理的虐待と身体的虐待が多くなっています。心理的虐待については、家庭内でのDV（ドメスティック・バイオレンス）が、子どもの面前で行われることが多くなっていることが要因として挙げられます。



資料：茅野市調べ（各年度3月末日現在）

## (6) 児童扶養手当受給者数の推移

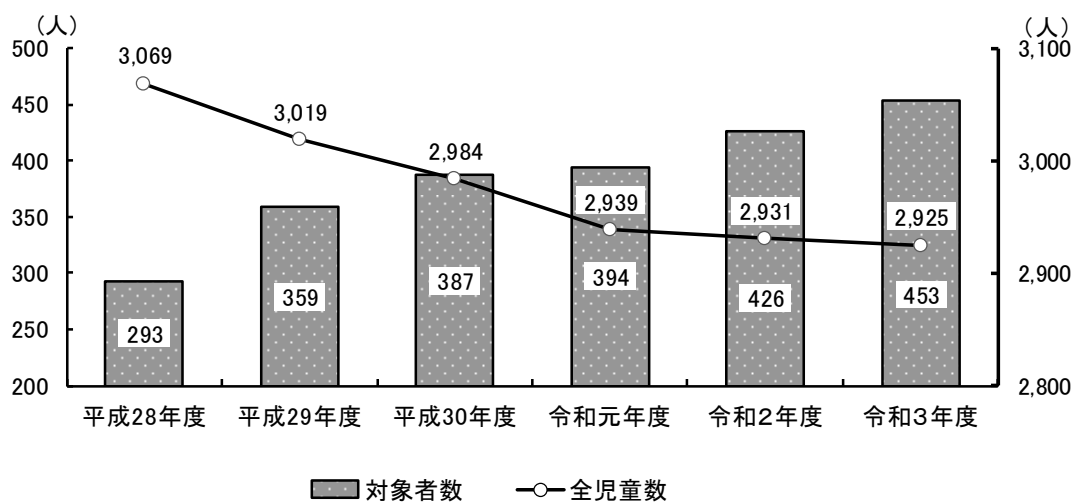
児童扶養手当受給者数は、児童数、受給者数ともに減少傾向にあります。



資料：茅野市調べ（各年度3月末日現在）

## (7) 就学援助受給対象者数（小学生）の推移

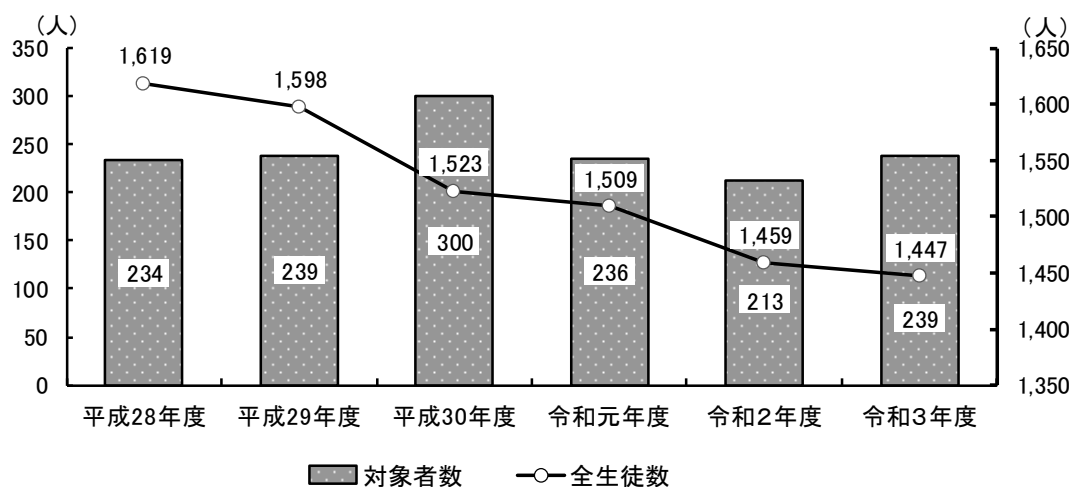
小学生の全児童数は減ってきていますが、就学援助受給対象者数は、年々増加傾向となっています。



資料：茅野市調べ（各年度3月末日現在）

## (8) 就学援助受給対象者数（中学生）の推移

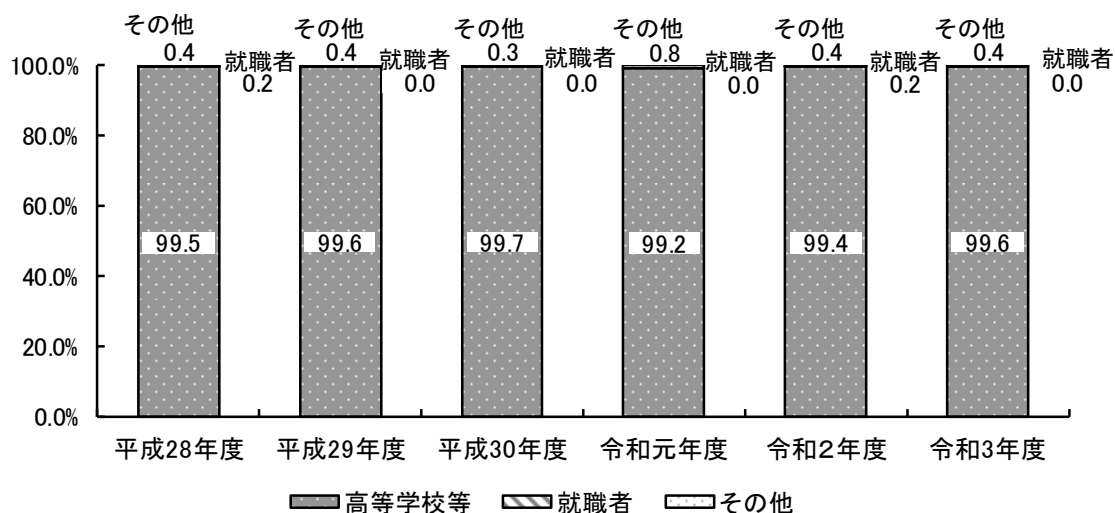
ここ6年間では、全生徒数は年々減少しており、中学生の就学援助受給対象者数は、平成30年度が一番多く、令和元年度、令和2年度は減少しましたが、令和3年度は増加しました。



資料：茅野市調べ（各年度3月末日現在）

## (9) 中学校卒業後の状況の推移

中学校卒業後の状況は、ここ6年間では大きな変化はなく、高等学校等への進学が高くなっています。

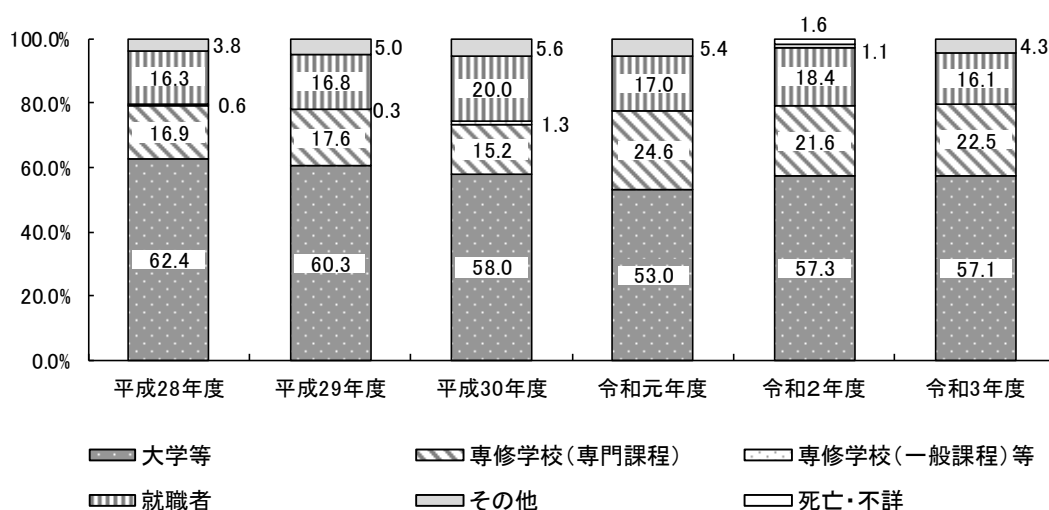


資料：学校基本調査（各年3月卒業者）

## (10) 市内高等学校卒業後の状況の推移

市内高等学校（2校）卒業後の状況は、ここ6年間では大きな変化は見られませんが、就職者の割合が令和3年度で16.1%と最も低くなっています。

また、大学等の割合が平成28年度から減少傾向にあり、令和3年度で57.1%となっています。



資料：学校基本調査（各年3月卒業者）



## 2 子どもの生活状況調査からみえる子どもと家庭の状況

令和3年度実施した「茅野市子どもの生活状況調査」の調査結果からみえる子どもと家庭の状況をまとめました。

### (1) 調査の目的

- ・茅野市の子どもとその保護者の生活状況を把握する。
- ・茅野市子どもの貧困対策推進計画の基礎資料とする。

### (2) 調査対象及び回収状況

対象：市内の小学5年生と中学2年生の保護者及び児童・生徒

	児童・生徒			保護者		
	配付数	回収数	回収率	配付数	回収数	回収率
中2世帯	463	417	90.1%	463	395	85.3%
小5世帯	474	463	97.7%	474	451	95.1%
合計	937	880	93.9%	937	846	90.3%

### (3) 調査の方法

- ・各学校に調査票（保護者用及び児童・生徒用）を配付
- ・学校から保護者に調査票を配付し、保護者は家庭で回答をして学校へ提出
- ・学校から児童・生徒に調査票を配布し、児童・生徒は学校で回答をして学校へ提出

### (4) 調査期間

令和3年7月9日～令和3年7月16日

## (5) 調査の主な結果

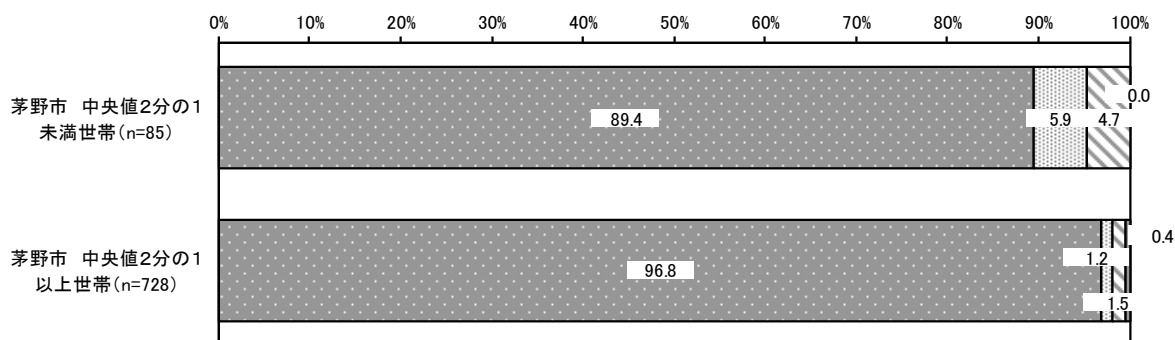
本章では、等価世帯所得によって、また世帯の状況によってどういう傾向があるか分析をしています。

### ①子育てに関する相談で頼れる人の有無

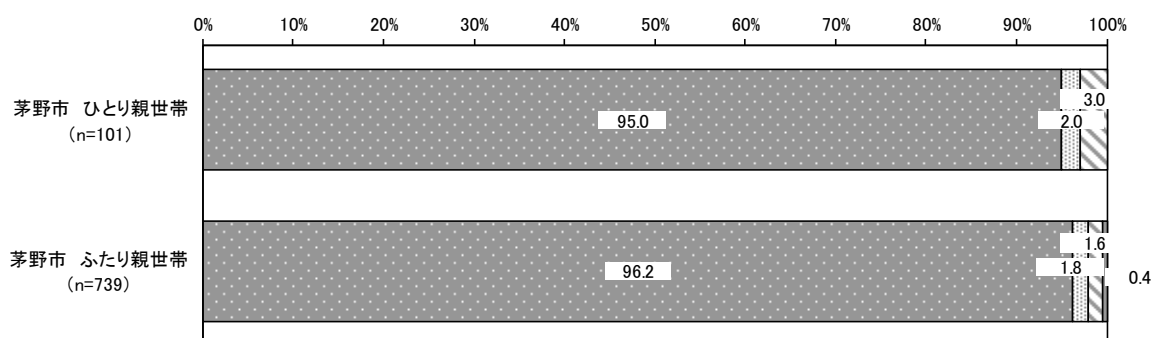
子育てに関する相談で頼れる人について、等価世帯所得別で見ると、中央値2分の1未満世帯において、「いる」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ低くなっています。また、中央値2分の1未満世帯の世帯で「そのことでは頼らない」の割合が若干高くなっています。

世帯の状況別で見ると、大きな差異はみられません。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



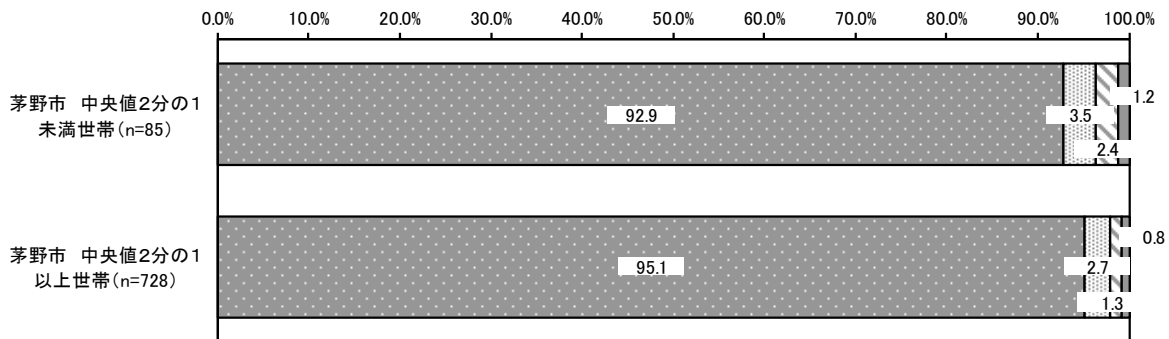
いる
  いない
  そのことでは頼らない
  不明・無回答

## ②重要な事柄の相談で頼れる人の有無

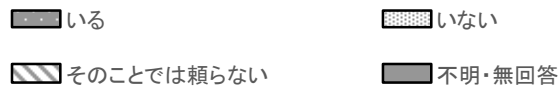
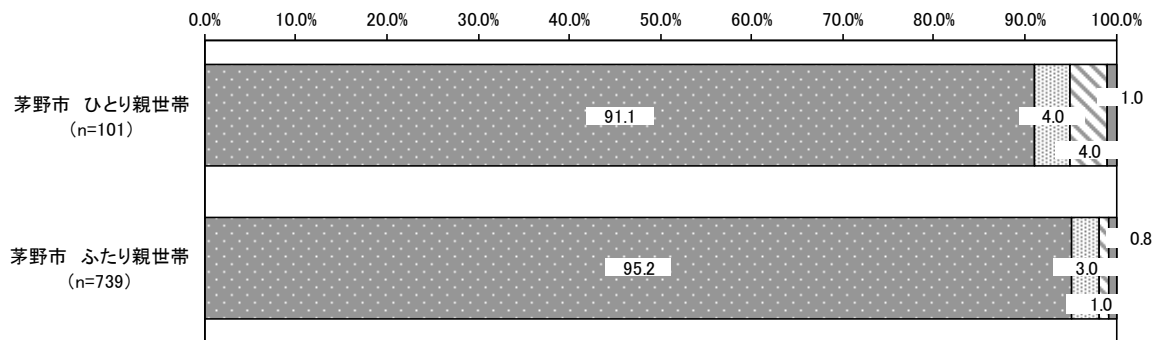
重要な事柄の相談で頼れる人について、等価世帯所得別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「いる」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ、若干低くなっています。

世帯の状況別でみると、ひとり親世帯において、「いる」の割合が、ふたり親世帯に比べ、若干低くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】

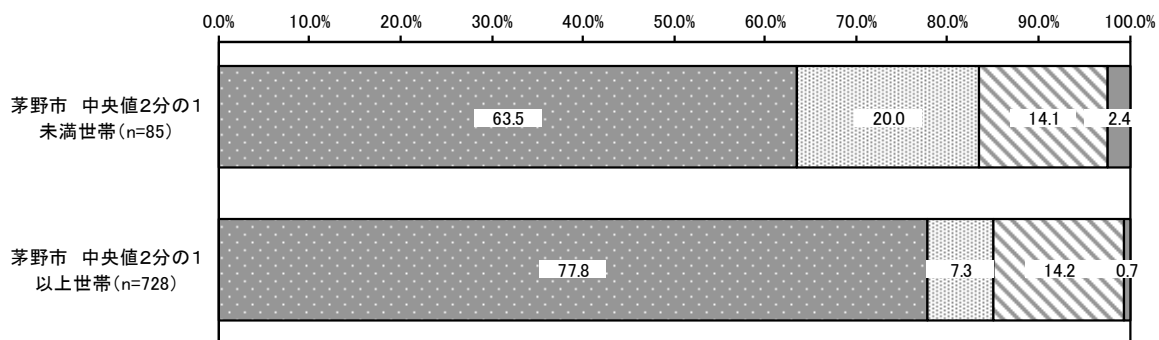


### ③いざという時のお金の援助で頼れる人の有無

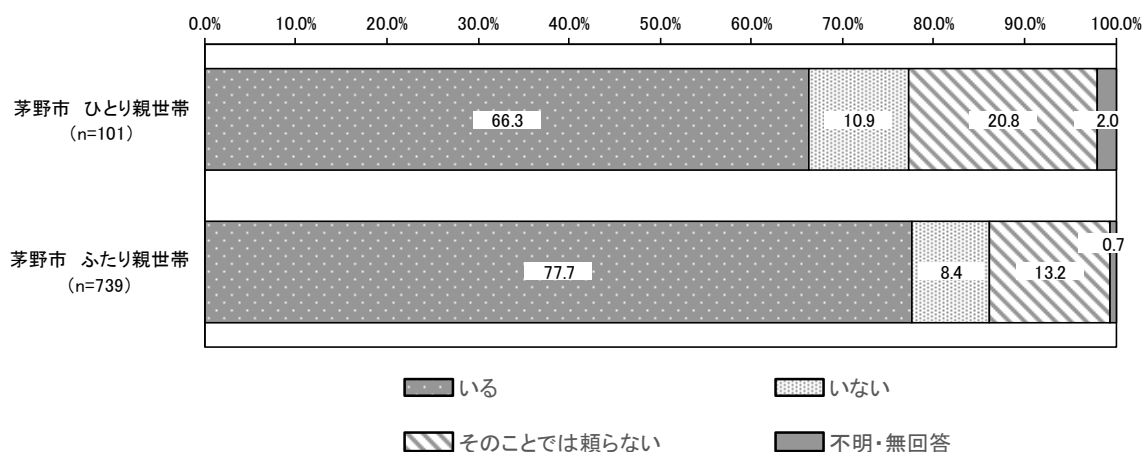
いざという時のお金の援助で頼れる人について、等価世帯所得別で見ると、中央値2分の1未満世帯において、「いる」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ低く、「いない」の割合が2割となっています。

世帯の状況別で見ると、ひとり親世帯において、「いる」の割合が、ふたり親世帯に比べ低くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】

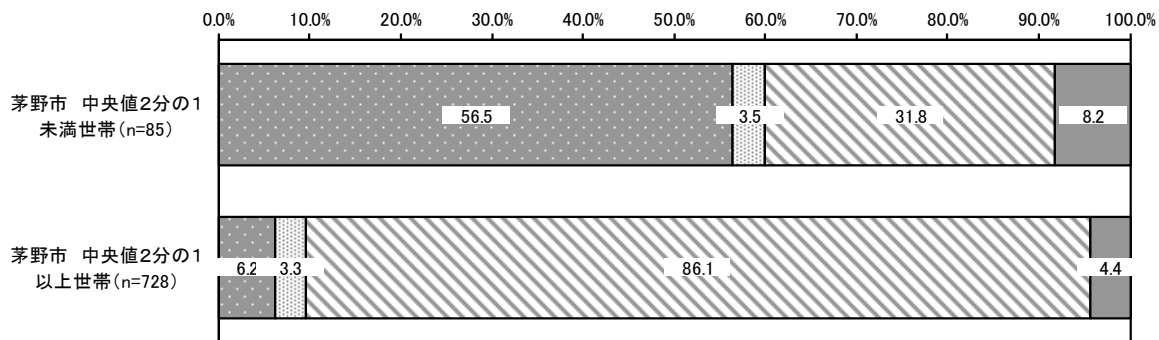


#### ④就学援助の利用状況

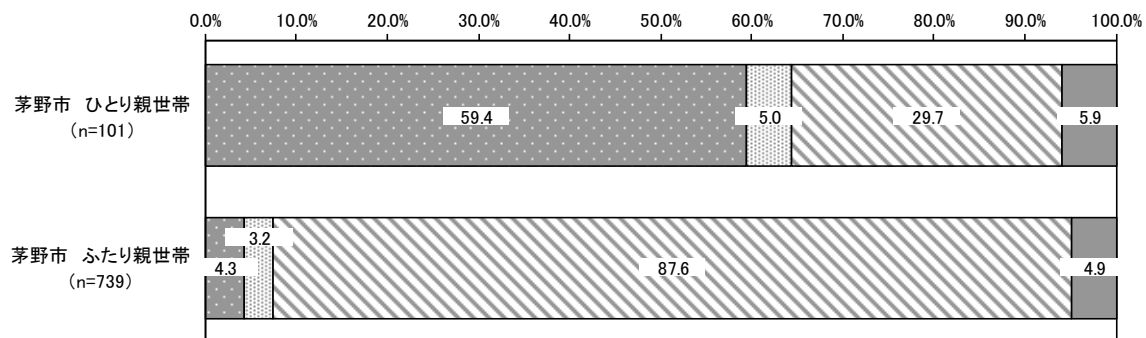
就学援助の利用状況について、等価世帯所得別で見ると、中央値2分の1未満世帯において、「現在利用している」の割合が、中央値2分の1以上に比べ高く、約6割となっています。

世帯の状況別で見ると、ひとり親世帯において、「現在利用している」の割合が、ふたり親世帯に比べ高く、約6割となっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



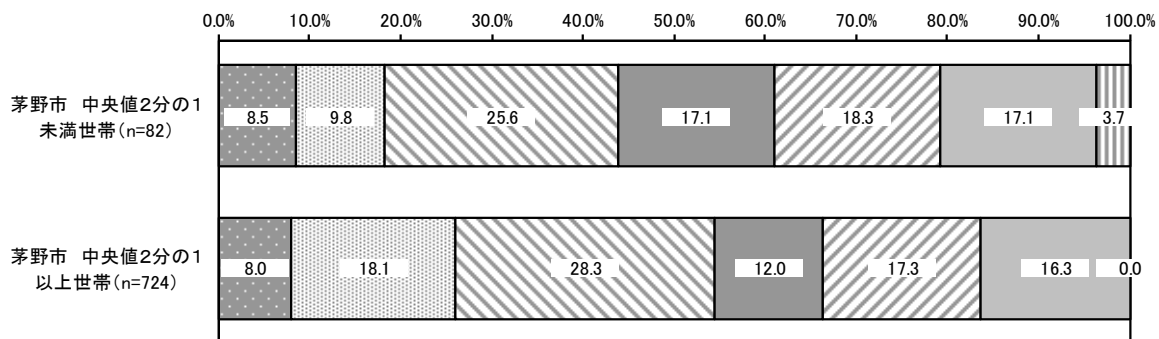
- 現在利用している
- 現在利用していないが、利用したことがある
- 利用したことがない
- 不明・無回答

### ⑤クラス内での学習成績

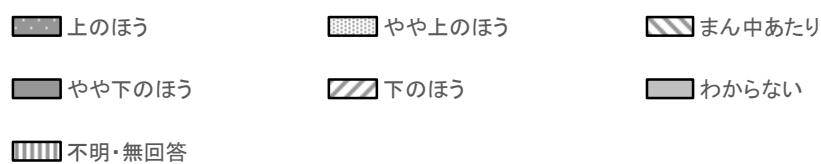
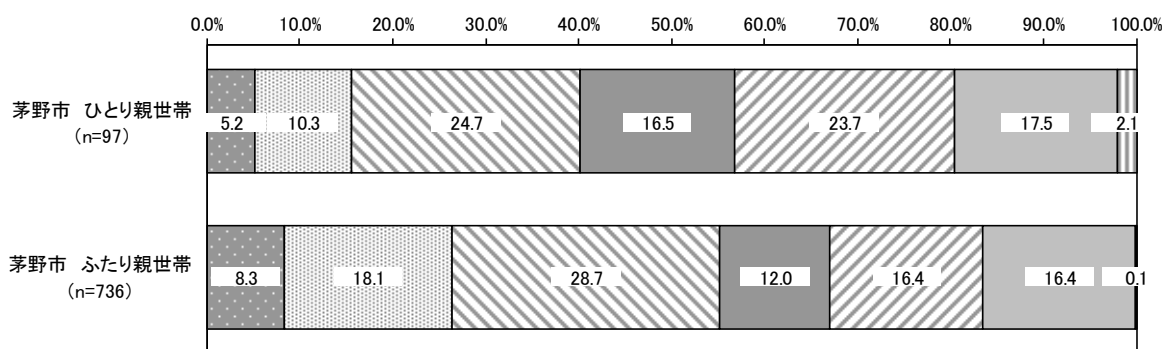
クラス内での学習成績について、等価世帯所得別で見ると、中央値2分の1未満世帯において、「やや下のほう」、「下のほう」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ高くなっています。

世帯の状況別で見ると、ひとり親世帯において、「やや下のほう」、「下のほう」の割合が、ふたり親世帯に比べ高くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】

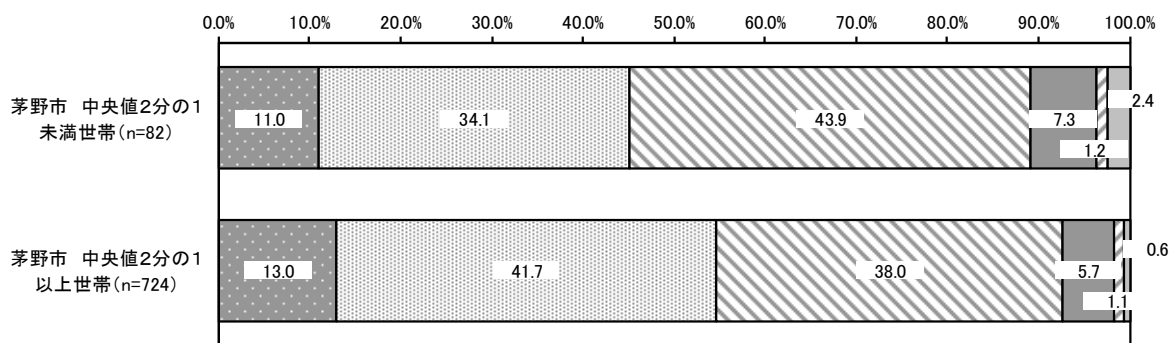


## ⑥学校の授業の理解度

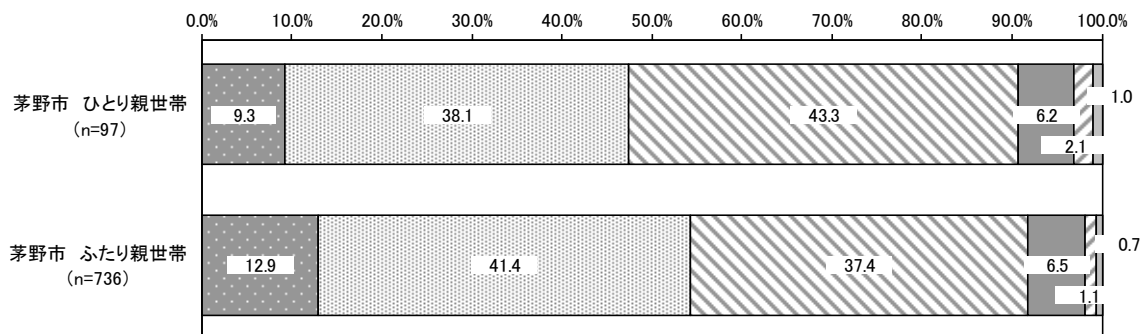
学校の授業の理解度について、等価世帯所得別で見ると、中央値2分の1未満世帯において、「だいたいわかる」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ低く、「教科によってはわからない」の割合が高くなっています。

世帯の状況別で見ると、ひとり親世帯において、「教科によってはわからない」の割合が、ふたり親世帯に比べ高くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



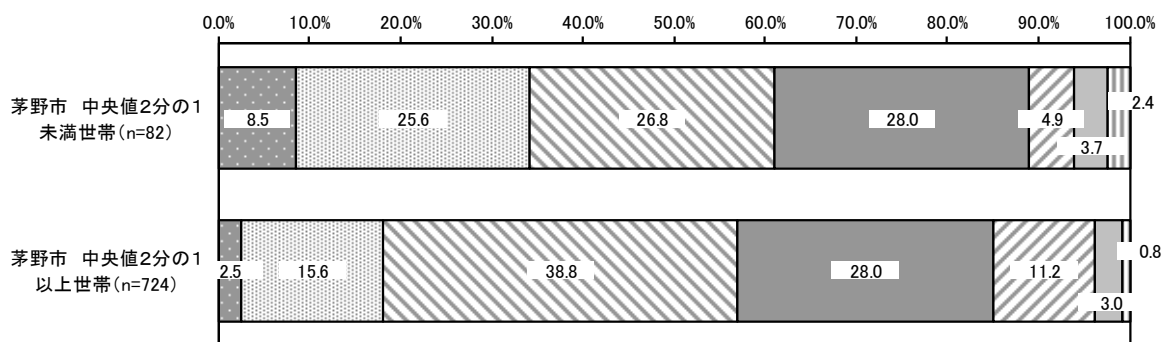
- いつもわかる
- だいたいわかる
- 教科によってはわからない
- わからないことが多い
- ほとんどわからない
- 不明・無回答

### ⑦学校がある日の学校以外での勉強時間

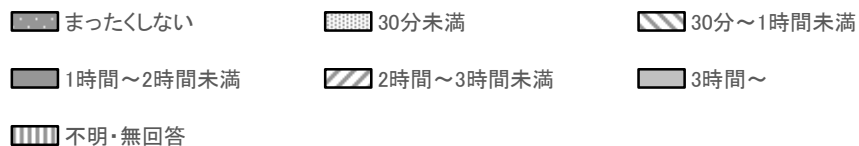
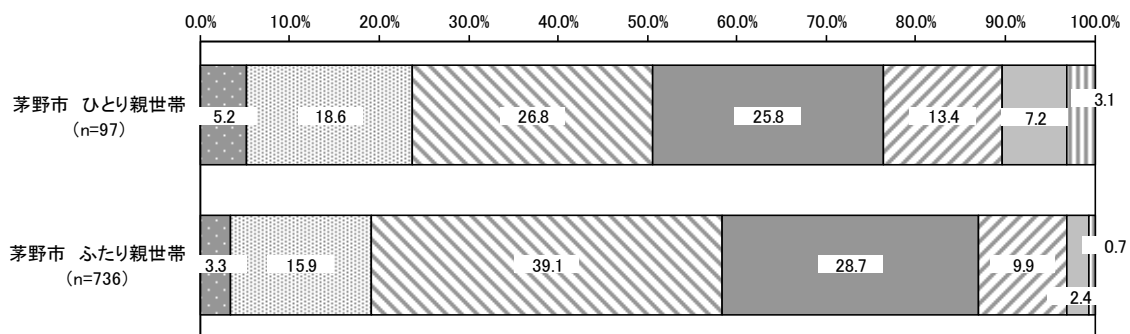
学校がある日の学校以外での勉強時間について、等価世帯所得別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「まったくしない」、「30分未満」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ高くなっています。

世帯の状況別でみると、ひとり親世帯において、「30分～1時間未満」の割合が、ふたり親世帯に比べ低くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



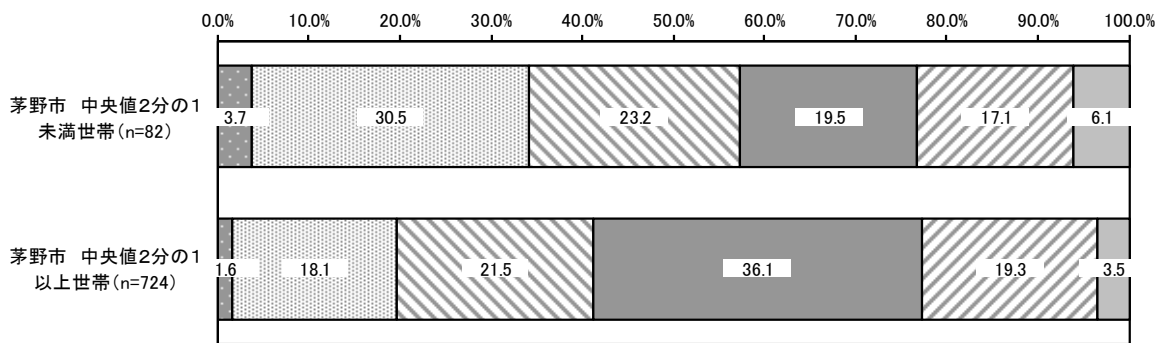


### ⑧希望する進学先

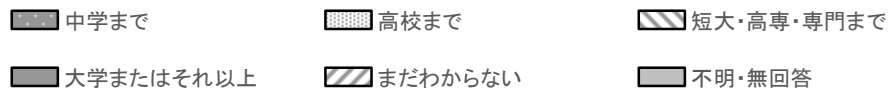
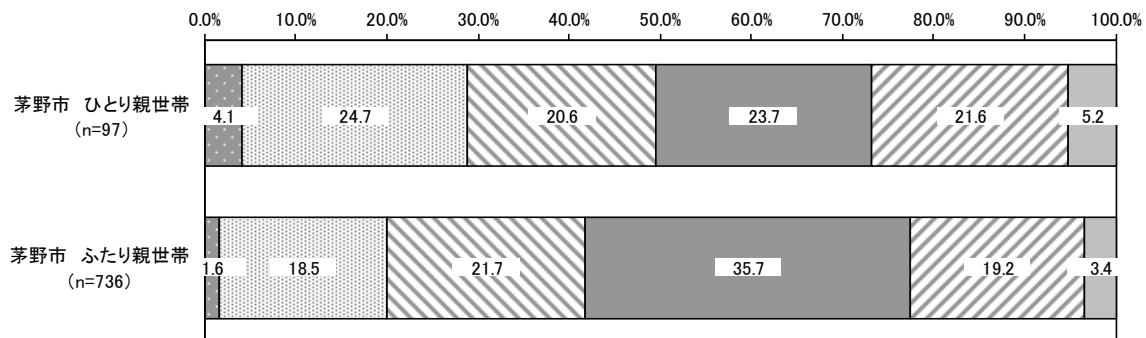
希望する進学先について、等価世帯所得別で見ると、中央値2分の1未満世帯において、「高校まで」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ高く、「大学またはそれ以上」の割合が低くなっています。

世帯の状況別で見ると、ひとり親世帯において、「大学またはそれ以上」の割合が、ふたり親世帯に比べ低くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】

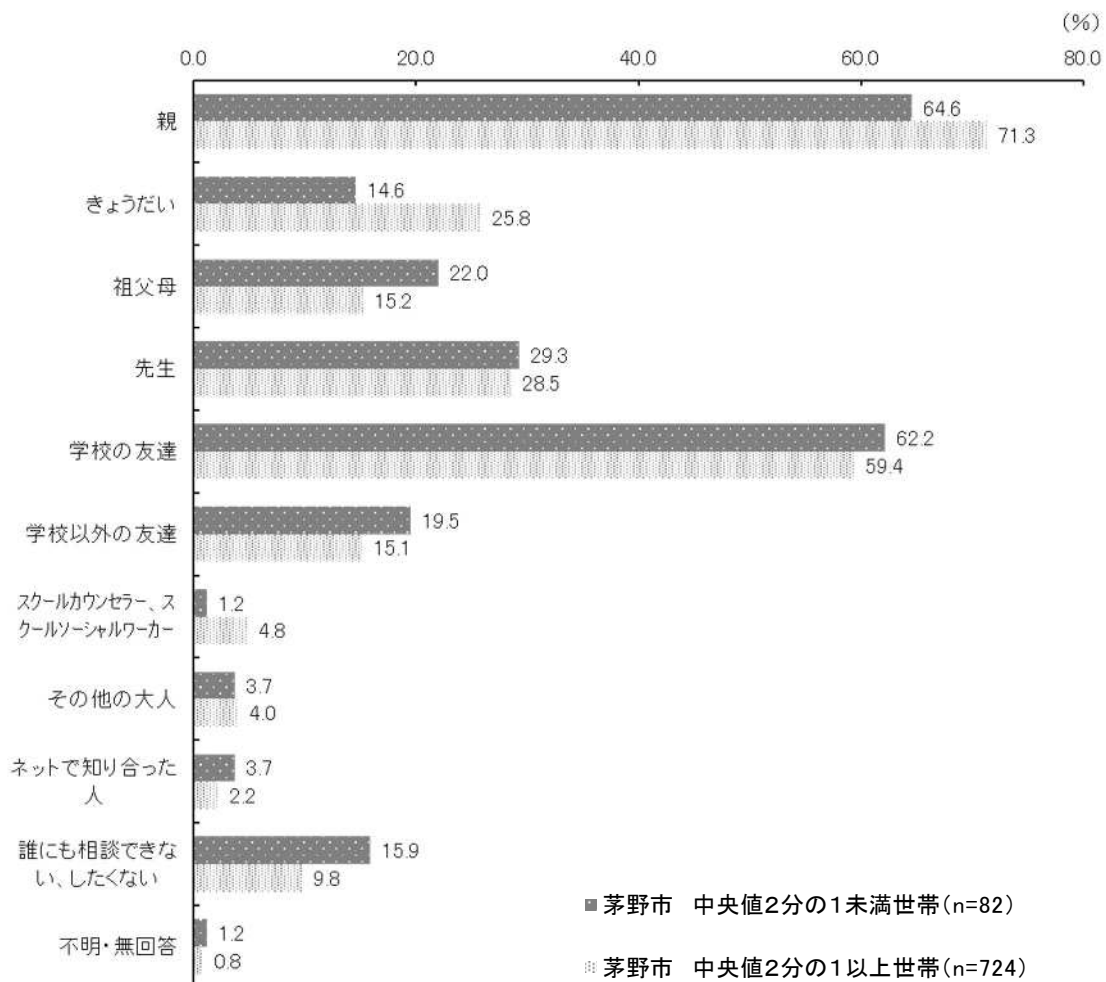


### ⑨相談できると思う相手

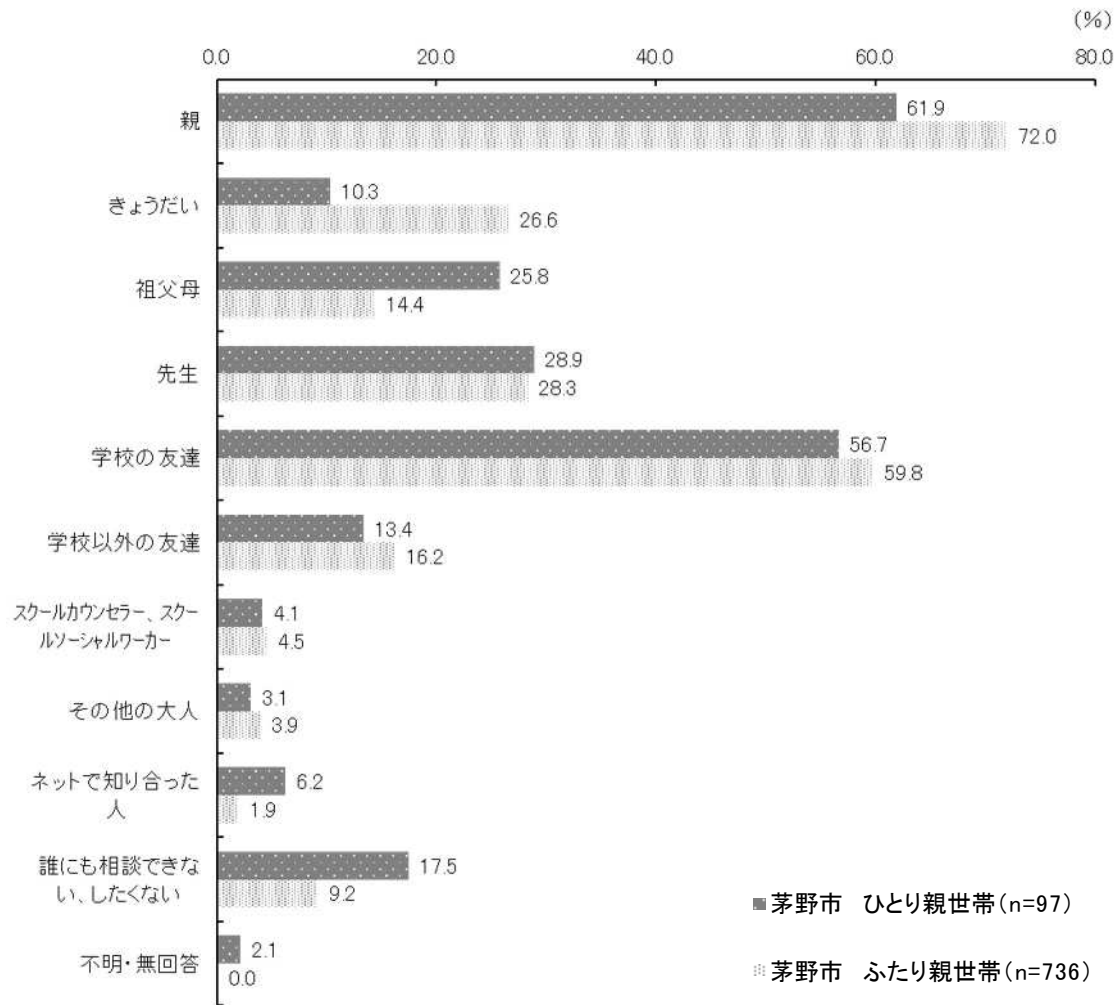
相談できると思う相手について、等価世帯所得別で見ると、中央値2分の1未満世帯において、「親」、「きょうだい」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ低く、「誰にも相談できない、したくない」の割合が高くなっています。

世帯の状況別で見ると、ひとり親世帯において、「親」、「きょうだい」の割合が、ふたり親世帯に比べ低く、「祖父母」、「誰にも相談できない、したくない」の割合が高くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



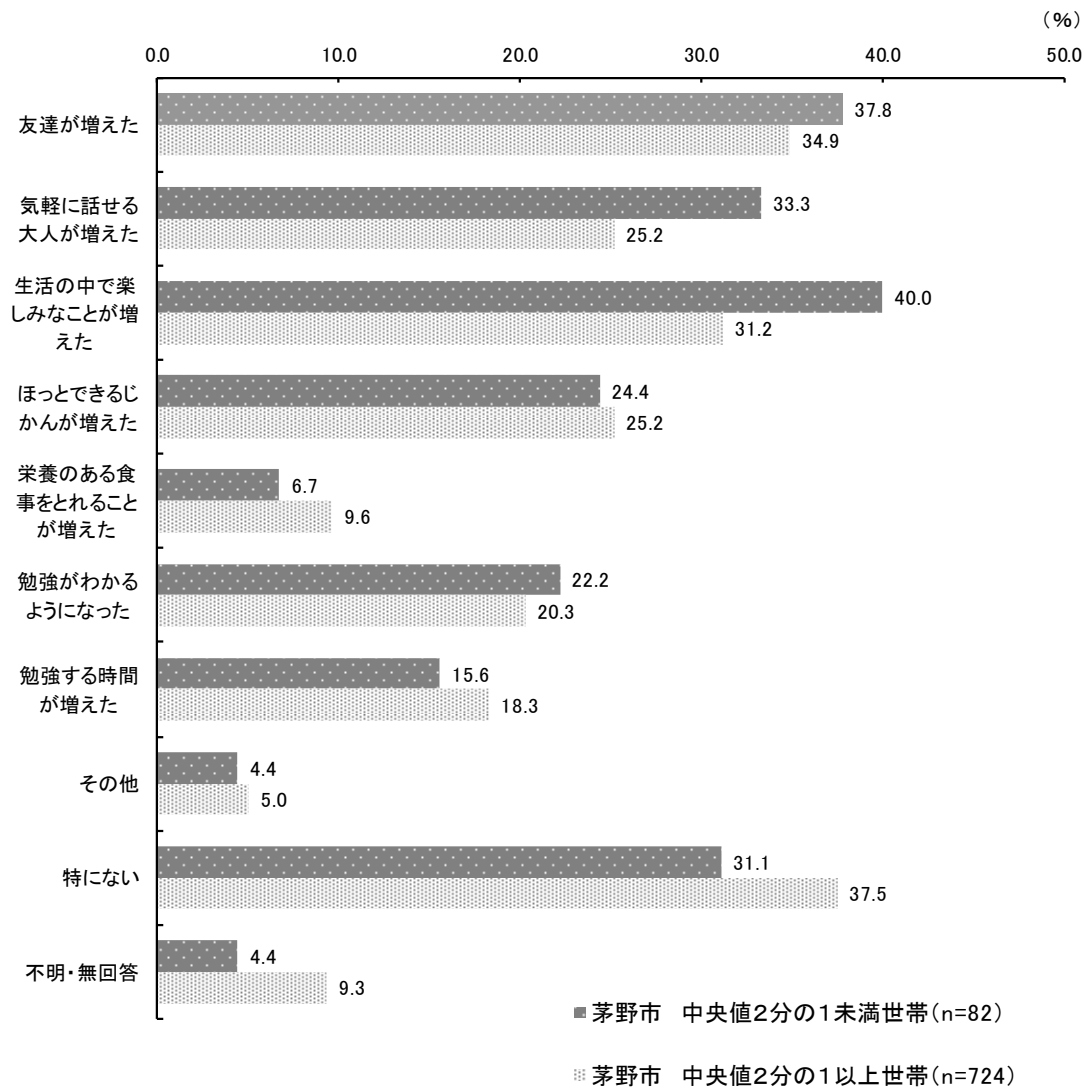
※その他の大人とは、学童クラブの人、地区こども館の人、塾・習い事の先生、地域の人など

### ⑩子どもが支援を利用した効果

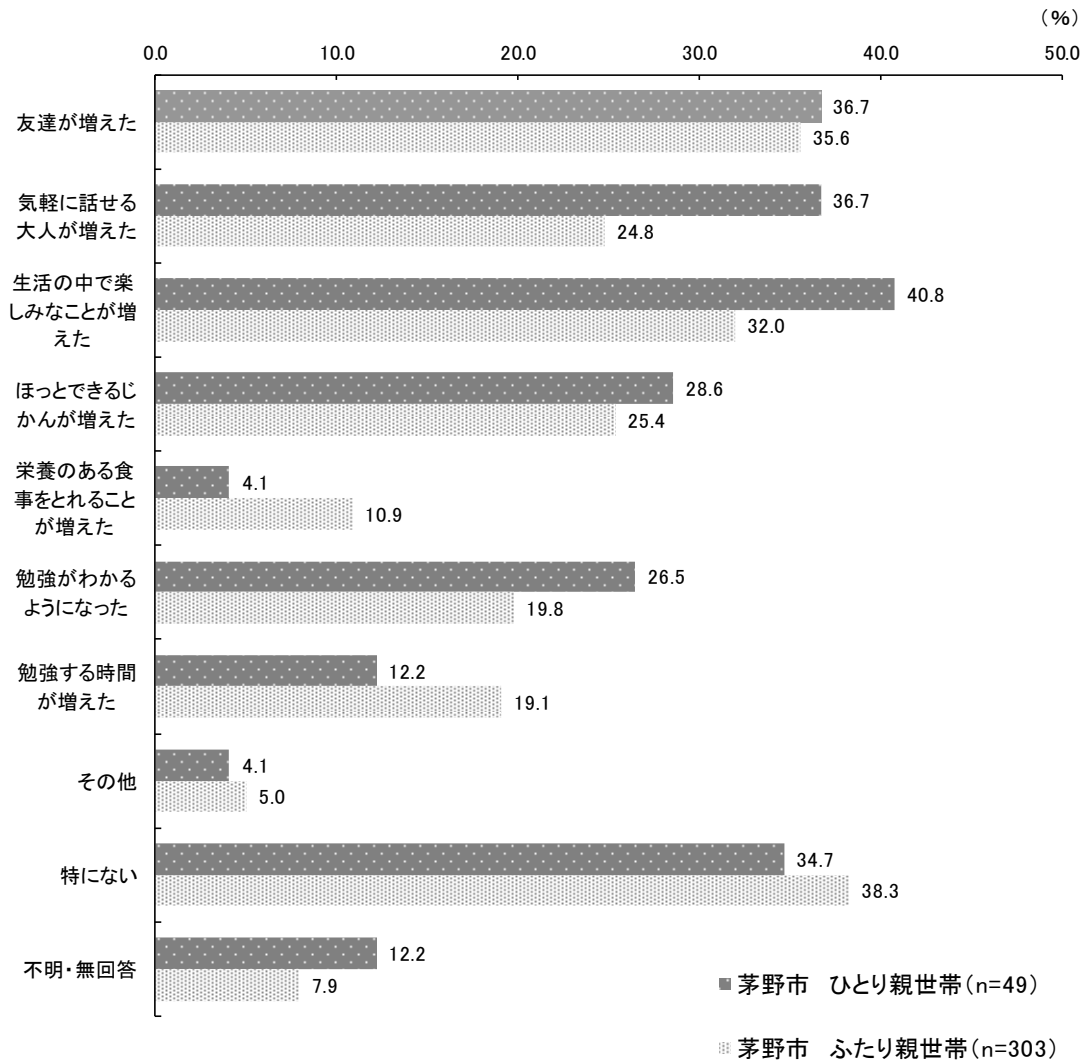
子どもが支援を利用した効果について、等価世帯所得別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「気軽に話せる大人が増えた」、「生活の中で楽しみなことが増えた」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ高くなっています。

世帯の状況別でみると、ひとり親世帯において、「気軽に話せる大人が増えた」、「生活の中で楽しみなことが増えた」、「勉強がわかるようになった」の割合が、ふたり親世帯に比べ高くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



※子どもが支援を利用したとは、(自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所、(自分や友人の家以外で) 夕ごはんを無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)、勉強を無料でみてくれる場所、(家や学校以外で) 何でも相談できる場所(電話やネットの相談を含む)、(家や学校以外で) 平日の日中(学校の時間)を過ごすことができる場所、学童クラブ、地区こども館、(自分や友人の家以外で) 学童クラブと地区こども館を除く学校の下校後の時間を過ごすことができる場所などの場所を1つ以上利用したことです。

### 3 子どもの貧困に関する指標

国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、34の指標を設定しています。本市においても、可能な範囲で同じ指標の数値を算出しました。

No	指 標	国	茅野市
<b>教 育 の 支 援</b>			
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	93.4%	100%
		令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	3.6%	0%
		令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	39.9%	0%
		令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在
4	児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後) (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	96.4%	—
		令和2年5月1日現在	
5	児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後) (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	33.0%	—
		令和2年5月1日現在	
6	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)(全国ひとり親世帯等調査)	81.7%	—
		平成28年11月1日現在	
7	ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)(全国ひとり親世帯等調査)	95.9%	—
		平成28年11月1日現在	
8	ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)(全国ひとり親世帯等調査)	93.4%	—
		平成28年11月1日現在	
9	全世帯の子供の高等学校中退率 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	1.1%	—
		令和2年度	
10	全世帯の子供の高等学校中退者数 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	34,965人	—
		令和2年度	
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)(文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	56.9%	100%
		令和2年度	令和3年度
12	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)(文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	61.7%	100%
		令和2年度	令和3年度
13	スクールカウンセラーの配置率(小学校)(文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	86.2%	100%
		令和2年度	令和3年度
14	スクールカウンセラーの配置率(中学校)(文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	91.8%	100%
		令和2年度	令和3年度

15	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助就学援助制度の書類を配付している市町村の割合） （文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ）		81.1%	100%
			令和3年度	令和3年度
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校） （文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ）		83.7%	100%
			令和2年度	令和3年度
17	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校） （文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ）		85.1%	100%
			令和2年度	令和3年度
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数 （独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ）	大学	23.0万人	—
			令和3年度	
		短期大学	1.6万人	
			令和3年度	
		高等専門学校	0.3万人	
			令和3年度	
	専門学校	7.0万人		
			令和3年度	
<b>生活の安定に資するための支援</b>				
19	電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	電気料金	14.8%	6.9%
		ガス料金	17.2%	5.9%
		水道料金	13.8%	5.0%
			平成29年	令和3年度
20	電気、ガス、水道料金の未払い経験（子供がある全世帯） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	電気料金	5.3%	3.5%
		ガス料金	6.2%	2.5%
		水道料金	5.3%	3.3%
			平成29年	令和3年度
21	食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	食料が買えない経験	34.9%	30.7%
		衣服が買えない経験	39.7%	40.6%
			平成29年	令和3年度
22	食料又は衣服が買えない経験（子供がある全世帯） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	食料が買えない経験	16.9%	10.8%
		衣服が買えない経験	20.9%	14.1%
			平成29年	令和3年度
23	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	重要な事柄の相談	16.9%	4.2%
		いざという時のお金の補助	20.9%	14.1%
			平成29年	令和3年度
24	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	重要な事柄の相談	7.2%	—
		いざという時のお金の補助	20.4%	
			平成29年	

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援				
25	ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯） （国勢調査）		83.0%	—
			令和2年	
26	ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯） （国勢調査）		87.8%	
			令和2年	
27	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯） （国勢調査）		50.7%	
			令和2年	
28	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯） （国勢調査）		71.4%	
			令和2年	
経済的支援				
29	子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.5%	—
			平成30年	
		全国家計構造調査	8.3%	
			令和元年	
30	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	48.1%	—
			平成30年	
		全国家計構造調査	57.0%	
			令和元年	
31	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（母子世帯） （全国ひとり親世帯等調査）		42.9%	—
			平成28年度	
32	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（父子世帯） （全国ひとり親世帯等調査）		20.8%	—
			平成28年度	
33	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子世帯） （全国ひとり親世帯等調査）		69.8%	—
			平成28年度	
34	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（父子世帯） （全国ひとり親世帯等調査）		90.2%	—
			平成28年度	

※19～23の数値は令和3年度茅野市子どもの生活状況調査（小学校5年生、中学校2年生とその保護者対象）から算出



## 1 子どもの生活に関する課題

子どもたちが、安心して健やかに成長するためには、親子ともに社会的に孤立せず、安定した生活環境が整っていることが重要ですが、生活が困窮している世帯では、親子の関わりが少ない傾向があり、衣食住など基本的な生活習慣が身につけていないとの指摘があります。子どもが安心して過ごせる居場所の確保や、生活習慣を定着させるための取組を進める必要があります。

## 2 子どもの教育に関する課題

生活が困窮している世帯では、学校の授業の理解度が低く、また学校がある日の学校以外での勉強時間が少ないなどの現状が見受けられます。

全ての子どもが能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦するには、学ぶ意欲を持ち続けられる多様な学びの場を整えることが必要です。

また、子どもたちが様々な人と関わりをもち、自己肯定感を育み、創造力を伸ばすことができるよう、家庭や学校だけでなく、地域での居場所づくりを進め、地域全体で子育てを支援できる体制づくりが必要です。

## 3 相談体制の課題

生活が困窮している世帯は、困ったときに頼れる親族・友人や相談相手が少ないという結果が出ており、孤立している可能性があります。子どもたちの健やかな成長のためには、子育て家庭を地域で支えていくとともに、それぞれの事情に対応するために必要な支援へつなぐことができる相談窓口や支援者のネットワークの構築が必要です。

また、困難を抱える子どもや保護者がどのような背景を抱えているかを十分に理解し、できるだけ早期に寄り添って支援できるよう支援者への啓発や研修の充実等も検討していくことが求められます。



## 第 4 章

# 計画の基本理念、基本方針、施策の体系

### 1 基本理念

本計画では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、子どもたちの生育環境を整備するとともに、教育の機会均等整備等を図り、全ての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

#### 【基本理念】

**全ての子どもがその将来に夢や希望を持って  
成長していけるまちをつくる**

## 2 基本方針

基本理念を実現していくため、「相談・支援体制の充実とつなぎの強化」、「子どもとその家庭への支援」を基本方針として、子どもの未来を応援する施策を展開します。

### 基本方針1 相談・支援体制の充実とつなぎの強化

全ての子どもたちが夢や希望をもって成長していけるよう、地域や社会全体で子どもの「現在」と「将来」を支援する地域づくりが必要です。市民や教育・保育機関、地域団体などの地域の担い手と行政がともに、「地域の見守り」や「気づき」を大切に、地域全体で気づき、キャッチアップし、繋ぎ、支えていく支援体制の整備を進めます。

### 基本方針2 子どもとその家庭への支援

子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状態に左右されることなく、すべての子どもが自分の希望に沿った中で社会の一員になり豊かな人生を実現するためには、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが重要です。

すべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、就学の援助、学資の援助や学習の支援その他の教育に関する支援が、それらを必要とする子どもに確実に届くような仕組みを構築します。

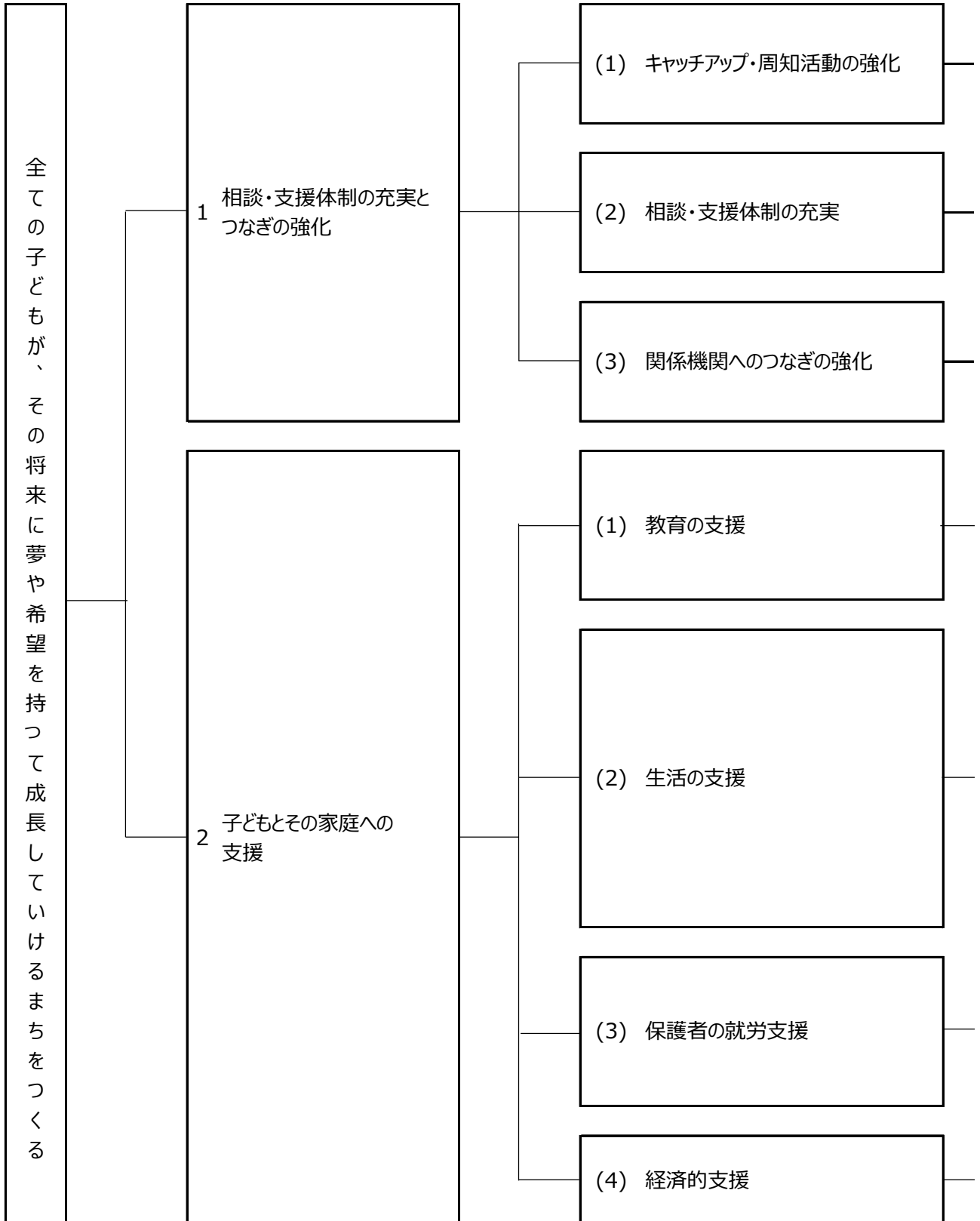
また、保護者の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され、基本的な生活・学習習慣を確立し、自立を図るための支援を推進します。

### 3 施策の体系

[基本理念]

[基本方針]

[基本施策]



[具体的施策]

○身近な地域や子育て支援団体、関係機関への協力要請  
 ○気付いた事柄を確実に拾い上げるための情報連携  
 ○子どもや家庭への相談支援体制や関係機関、支援団体の周知活動  
 ○地域や関係する機関や団体が、相互の取組や存在を認識するための周知活動

○子育て世代包括支援センター、子ども・家庭総合支援拠点「育ちあいちの」、「まいさぼ茅野市」を核とした相談・支援体制の充実

○市の支援機関や他の公的支援機関、学校等の教育機関との連携  
 ○民間の支援団体や地域の支援者との連携  
 ○国や県の支援制度へとつなげる支援

1	子どもの居場所づくり推進事業	6	育英事業
2	放課後子供教室の実施に向けた検討	7	生きる力を育む小・中学校づくり事業
3	子ども会育成会支援事業	8	遠距離児童・生徒通学支援事業
4	保育所運営事業	9	要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業
5	心の教育事業		

10	子どもの居場所づくり推進事業（再掲）	20	産後ケア・産婦健診事業
11	子ども家庭総合支援拠点事業	21	子ども子育て支援関連事業
12	ファミリー・サポート・センター事業	22	乳幼児健診事業
13	子育て短期支援事業	23	親子広場事業
14	親支援推進事業	24	こころの相談事業
15	ながの子育て家庭優待パスポート事業	25	民生児童委員活動支援事業
16	地域活動・子育て支援事業	26	住居確保給付金支給事業
17	心の教育事業（再掲）	27	家計改善支援事業
18	妊婦一般健診事業	28	一時生活支援事業
19	パパママ講座・赤ちゃん相談事業	29	自立相談支援事業

30	ひとり親家庭等支援事業	35	一時保育事業
31	母子父子自立支援員及び女性相談員事業	36	病児・病後児保育支援事業
32	学童クラブ運営事業	37	就労準備支援事業
33	保育所運営事業（再掲）	38	養護学校学童クラブ事業
34	延長保育事業		

39	児童扶養手当給付事業	42	生活保護事業
40	児童手当給付事業	43	住居確保給付金支給事業（再掲）
41	育英事業（再掲）	44	福祉医療費給付等事業

## 1 基本方針 1 相談・支援体制の充実とつながりの強化

### (1) キャッチアップ・周知活動の強化

子どもたちが、健やかに育成するためには、生活に困難を抱えている子どもや家庭に早期に気づき、キャッチアップすることが重要です。

そのために、身近な地域や子育て支援団体、関係機関へ広く協力を仰ぐとともに、気付いた事柄を確実に拾い上げるため、情報連携の強化を図ります。

さらに、助けを必要とする子どもや家庭が支援の輪にたどり着けるように、また、支援の輪を支える機関や団体同士が相互の取組や存在を認識することがきるように、相談支援体制や関係機関、支援団体について広く周知する活動を推進していきます。

### (2) 相談・支援体制の充実

生活に困難を抱えている子どもや家庭を適切な支援につなげていくことが必要であることから、子どもや家庭にとって身近な地域において困りごとに気づき、支えていく支援体制の充実を図ります。

本市における庁内連携を更に推進するとともに、教育と福祉の連携を強化し、地域や教育現場等での気づきが適切かつ円滑に相談支援機関につながる包括的な支援体制づくりに取り組みます。

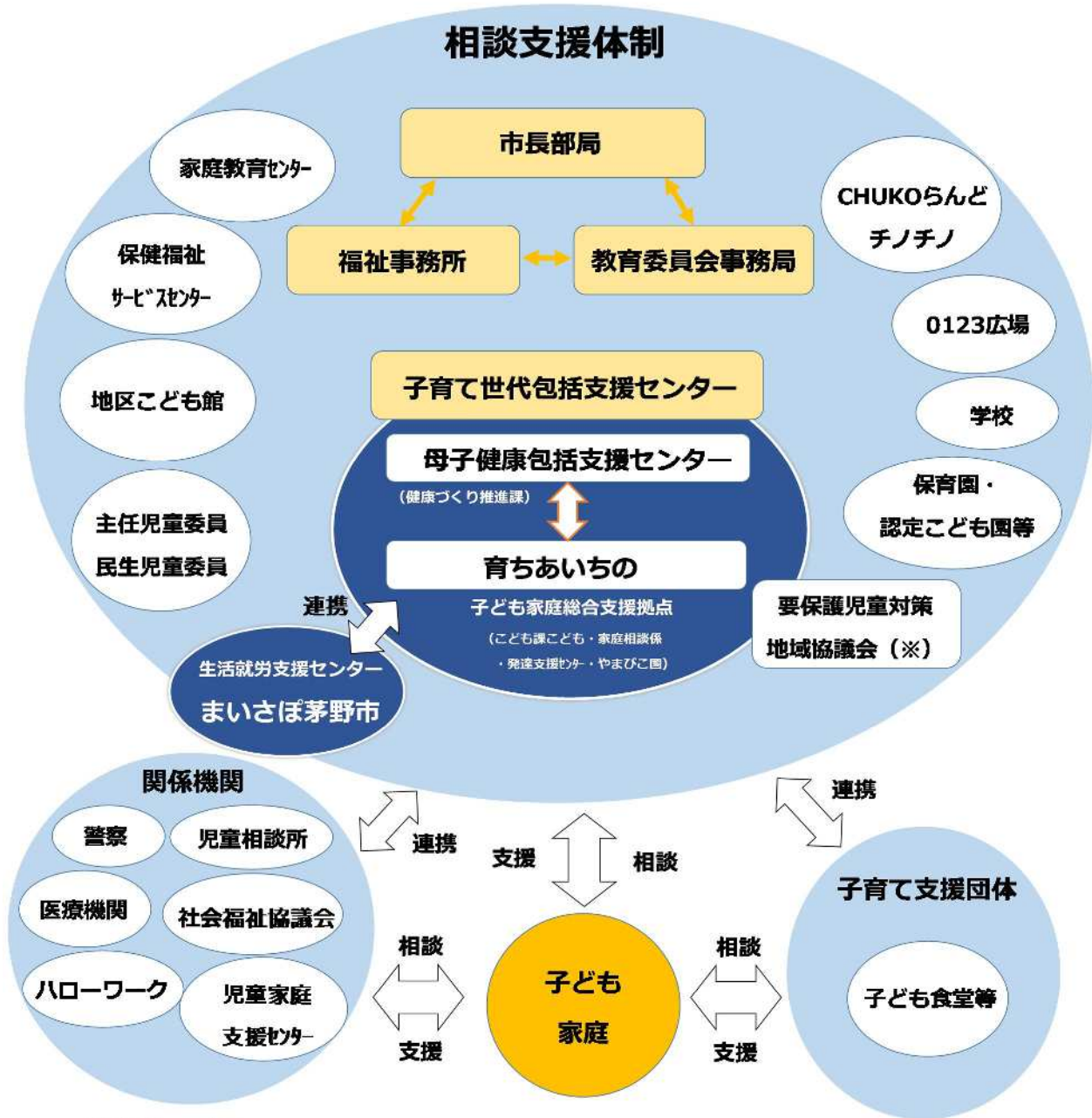
### (3) 関係機関へつながりの強化

支援が必要な家庭に携わる支援者は、庁内外の支援や相談窓口についての情報を把握し、家庭の困りごとに合わせて適切な支援につなぎます。

また、子育てについて困りごとがあり、どこに相談したらよいか悩んでいる方には、「育ちあいちの」が子育て家庭に関わる相談について総合的に受付を行い、必要とする支援を見つけ、関係機関との連携を図り、国や県をはじめとする各主体の支援制度につなぎます。

また、関係機関との連携を強化し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりを推進するため、地域の多様な主体が日常的に子育て家庭を支えます。

# 相談・支援体制の充実と関係機関へのつなぎの強化



## ○主な相談窓口の説明

名称	機能	担当課	
子育て世代包括支援センター	母子健康包括支援センター (利用者支援事業「母子保健型」)	○妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を実施	健康づくり推進課
	子ども家庭総合支援拠点 「育ちあいの」 (利用者支援事業「基本型」)	○子ども家庭支援全般に係る業務 ○要支援児童・要保護児童等への支援業務 ○関係機関との連絡調整	こども課 こども・家庭相談係 発達支援センター
生活就労支援センター まいさぼ茅野市	○就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの事情により、経済的に困窮している人、困窮するおそれのある人を支援	地域福祉課 生活福祉係	

(※) 要保護児童対策地域協議会とは

虐待や非行など様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。児童相談所や学校、教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。養育能力に欠ける親や育児困難が懸念される妊婦などへの支援を行う。

## 2 基本方針 2 子どもとその家庭への支援

### (1) 教育の支援

学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。また、多様な学びの推進や将来のキャリア教育等、次世代を生き抜く力の育成に対して、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

#### 【 主な取組・事業 】

No	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの居場所づくり推進事業 <b>拡充</b>	地域の大人と子どもとのつながりの中で、子ども達の成長を支え、困難を乗り越えて自立する力をつけてもらうため、学習支援、食事提供、生活相談等の複数の機能・役割を持ち、家庭機能を補完する「一場所多役」の子どもの居場所を推進する。 (拡充) 運営団体と懇談会を行い、相談体制の充実を図る。	こども課
2	放課後子供教室の実施に向けた検討 <b>新規</b>	子どもたちの放課後の体験機会の充実を図るため、地区こども館及び学童クラブにおいて多様な体験プログラム、スポーツ活動及び学習支援などのプログラムを実施する放課後子供教室の実施に向けた検討を行う。	
3	子ども会育成会支援事業	「子どもが主役の子ども会」を目指し、子ども会活動を子どもたちが自ら企画・運営できるよう茅野市子ども会育成連絡協議会、地区・単位子ども会への支援を行う。	
4	保育所運営事業	保護者が働いているなどの理由により保育を必要とする子どもの保育を行う。	幼児教育課
5	心の教育事業	発達障がいや特性等により特別な支援を要する児童生徒の適正な就学に向けた教育支援委員会の開催や不登校児童生徒等への中間教室等の設置による学習環境の整備、スクールカウンセリングの実施等により個々の児童生徒に応じた適切な教育を推進する。	学校教育課
6	育英事業	能力、将来性等を有しながら経済的理由により高等学校等に修学することが困難な家庭に対して、奨学金を支給又は貸与し経済的負担の軽減を図る。	



No	事業名	事業内容	担当課
7	生きる力を育む小・中学校づくり事業	小中学校が地域に開かれ、地域に根差した教育を推進するため、子どもたちが地域社会の年齢や立場の異なる人々と世代を超えて直接交流する事業に対して補助を行う。	学校教育課
8	遠距離児童・生徒通学支援事業	市内小中学校へ遠距離通学をする児童生徒の保護者に対し、通学に要する費用の一部を補助する。	
9	要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業	教育基本法第4条及び第2項並びに学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒に対し学用品等の必要経費の一部を補助する。	

## (2) 生活の支援

保護者及び子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠した時からの相談体制を整え、孤独の育児の防止を図るとともに、子どもの成長段階に添った切れ目のない支援を行います。

### 【主な取組・事業】

No	事業名	事業内容	担当課
10	子どもの居場所づくり推進事業	※再掲	こども課
11	子ども家庭総合支援拠点事業 <b>拡充</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭児童相談員、子ども家庭支援員、保健師、臨床心理士、社会福祉士、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーなどの専門職員を配置し、早期支援体制をつくり、家庭だけでなく、保育園・学校支援をはじめ、子どもとその家庭をとりまく環境を整えながら、総合的かつ継続的支援を行う。</li> <li>・保護者の心身の安定を図るための家庭教育カウンセラーによるカウンセリングを行う。</li> <li>・必要な支援を継続して受けられるよう、どんぐり手帳を作成、配布する。</li> </ul> (拡充) 保健福祉分野との連携を強化し、多様な相談に適切に対応できる体制をつくる。	
12	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方が会員となり、保育施設等(保育所・幼稚園、小学校、学童クラブ等)までの送迎、保育施設等終了後や買い物、冠婚葬祭等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	

No	事業名	事業内容	担当課
13	子育て短期支援事業	児童を養育している家庭において保護者の疾病、出産等の社会的な理由や、保護者の仕事の理由等その他の理由により、児童を養育することが緊急かつ一時的に困難になった場合、児童養護施設等に短期入所させ子育てを支援する。	こども課
14	親支援推進事業 <b>新規</b>	※事業内容見直し 令和4年度まで、就学前までの子どもをもつ親を対象に開催してきた「ノーバディス・パーフェクトプログラム（親支援のための学習プログラム）講座」（参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることについてグループでの話し合いや、テキストを参照して、自分にあった子育ての仕方を学ぶ講座）の事業内容を見直し、新たな事業を実施。 親子ともに社会的に孤立させないために、子どもが安心して過ごせる居場所の確保や生活習慣を定着させ、自立に向けて必要な親子の体験の場を提供する。	
15	ながの子育て家庭優待パスポート事業	子育て家庭に対して、地域の企業、店舗、施設が各種サービスを提供することにより、地域の資源を活用し、子育て家庭を地域全体で支える機運を醸成することの拡大を図る。	
16	地域活動・子育て支援事業	未就園親子の交流や相談・支援の機会を提供し、そこでの活動の中で、早期に育児相談や子育て支援を行う。	幼児教育課
17	心の教育事業	※再掲	学校教育課
18	妊婦一般健診事業	妊婦への健診費用を助成することで、経済的な負担の軽減を図る。	健康づくり推進課
19	パパママ講座・赤ちゃん相談事業	・パパママ講座を実施し、妊娠期に両親を対象として子育ての心構えについて考え、育児体験や妊娠期の過ごし方を学習する。 ・赤ちゃん相談は、乳幼児の発育発達の確認、育児支援の相談の場として、月2回実施する。 ・マタニティ相談は、安心なお産への身体づくりや不安解消のための個別相談を実施する。	健康づくり推進課
20	産後ケア・産婦健診事業	産後間もない母親の体調不良や育児不安に対し、医師、助産師等の専門的支援を実施することにより、安心して出産、育児に繋がるとともに、併せて、健診費用の助成をする。	
21	子ども子育て支援関連事業	妊娠期から子育て期に向けて切れ目なく必要な支援を実施し、子育てを包括的に支援する。	
22	乳幼児健診事業	母子保健法に基づく健康診査を実施。子どもの成長発達を健診を通して親子で確認し、疾病の早期発見に繋げる。	

No	事業名	事業内容	担当課
23	親子広場事業	育児支援が必要な親子を対象に専門スタッフが遊びを通して子どもの成長発達を促す。	健康づくり 推進課
24	こころの相談事業	健康状態や生活困窮等による自殺を予防するため、こころの健康についての講座の開催や臨床心理士による面接を実施する。	
25	民生児童委員活動 支援事業費	身近な相談者として専門機関へのつなぎ役となり、地域住民の生活を支える。	地域福祉課
26	住居確保給付金支 給事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対して、有期で家賃相当額を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。	
27	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計状況を「見える化」し、家計再生の計画、家計に関する個別プランを作成し、利用者の家計管理意欲を引き出す取り組みを行う。 (家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付けのあっせんなど)	
28	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間内（原則3か月）に限り、宿泊場所の提供や衣食の提供を行う。	
29	自立相談支援事業	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 (関係機関への同行訪問や就労支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発など) 生活困窮者の自立と尊厳の確保しながら、「断らない相談支援」として生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施する。	

### (3) 保護者の就労支援

就労の機会を確保するための保護者への相談援助や資格取得への支援をはじめ、保育事業等を推進することで保護者の就労を支援します。

#### 【主な取組・事業】

No	事業名	事業内容	担当課
30	ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等を対象に、日常生活支援、身元保証人確保対策、母子生活支援施設入所措置費の負担、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の給付を行う。	こども課
31	母子父子自立支援員及び女性相談員事業	配偶者のいない母等で、現に児童を扶養している者及び寡婦の生活や就労に関する相談に応じ、その自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。DV 案件や女性相談に対しては緊急避難対応や相談内容に応じた個別支援を行う。	
32	学童クラブ運営事業	昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、家庭的な雰囲気の中で適切な遊びや集団生活の中での指導を行うことにより児童の健全育成を図るとともに、保護者の仕事と子育てを支援することを目的に小学校空き教室で学童保育を行う。	
33	保育所運営事業	※再掲	幼児教育課
34	延長保育事業	保育園等に入所する児童で、保育短時間認定をうけている保護者の就労事情等から、認定時間内に送迎ができない場合に延長保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。	
35	一時保育事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、保育園で保育を行い児童の福祉の増進を図る。	
36	病児・病後児保育支援事業	児童が病気又は病気の回復期にあり、集団生活の困難な期間において一時的にその児童を預かり保育をすることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	
37	就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力（日常生活自立、社会生活自立、就労自立）の形成を、計画的かつ一貫して支援する。	地域福祉課
38	養護学校学童クラブ事業	諏訪養護学校小学部、中学部に通う、昼間、保護者が家庭にいない児童・生徒に対して、家庭的な雰囲気の中で適切な遊びや集団生活の中での指導を行うことにより児童・生徒の健全育成を図るとともに、保護者の仕事と子育てを支援することを目的に、諏訪養護学校の一室を借り学童保育を行う。	

#### (4) 経済的支援

経済的な理由から就学や進学をあきらめることのないよう、各種手当、助成や貸付金を組み合わせて生活の基盤を下支えしていく等の経済的支援を行います。

##### 【 主な取組・事業 】

No	事業名	事業内容	担当課
39	児童扶養手当給付事業	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する。 精神又は身体に障害のある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的とした特別児童扶養手当の手続きを行う。	こども課
40	児童手当給付事業	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、児童を養育している方に手当を支給する。	
41	育英事業	※再掲	学校教育課
42	生活保護事業	現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施する。	地域福祉課
43	住居確保給付金支給事業	※再掲	
44	福祉医療費給付等事業	早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、福祉の増進を図ることを目的とする。 こども、障害者、母子家庭の母子等、父子家庭の父子の保険診療の対象となる医療費（医科、歯科、調剤、訪問看護療養費、入院時食事代等）に対し、福祉医療費給付金を支給する。	高齢者・保険課

## 1 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、関係部局に対し、計画の進捗状況の確認、計画に基づく施策の推進について協議を進め、よりよい事業を推進していきます。

また、より多くの市民の方に「茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進計画」を周知するために、市のホームページ掲載や概要版の配布等を行うとともに、各関係機関等との会議などで直接計画の考え方を説明し、理解を求めています。

## 2 計画の推進体制

本計画は、教育、保健、福祉等の幅広い分野にわたり総合的、効果的に推進する必要があり、庁内関係部署をはじめ子育てに関係する支援団体や地域住民等の協力が不可欠です。

そのため、市民等に対して積極的に情報を提供していくとともに、行政、各種団体、地域の支援者との連携を強化・充実していきます。

また、庁内各課で実施している施策や事業について、「茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部」の幹事会議により諸施策の連絡調整、進捗管理を実施し、「茅野市こども・家庭応援会議」において有識者等からの意見を交え主要事業が子どもの貧困対策に効果的であるかを検証し、また、必要に応じて幅広い見識を有した専門家からの助言を聴取し、施策の展開及び軌道修正を図ります。



# 第 7 章

## 資料編

### 1 長野県の子どもの貧困対策関連事業

長野県で実施している子どもの貧困対策を次のとおり、まとめました。必要に応じ、各種制度を有効に活用できるよう、連携を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
1	信州こどもカフェ運営支援事業	学習支援や、食事提供等を行う子どもの居場所「信州こどもカフェ」の運営費を補助し、その取組を推進。	次世代サポート課
2	スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、地域や専門機関等と連携して困難を抱える児童生徒を取り巻く環境を改善。	心の支援課
3	スクールカウンセラー事業	児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士等）を配置。	心の支援課
4	子ども支援センター運営事業	子ども支援センターを運営し、子どもに関する様々な相談に総合的に対応するとともに、子どもの人権侵害に関する案件で解決が困難な案件について、調査・審議を行う。	児童相談・養育支援室
5	学校生活相談体制充実事業	24 時間体制で、いじめ、不登校など学校生活全般についての悩みに臨床心理士等が相談対応する「学校生活相談センター」を運営。	心の支援課
6	学校生活相談体制充実事業	不安や悩みを抱える中学生、高校生の「相談したい気持ち」に応えるため、定期的に LINE を使った相談窓口を設置。	心の支援課
7	チャイルドライン支援事業	18 歳までの子どもがかかる相談電話「チャイルドライン」の活動を支援。	次世代サポート課
8	高等学校等就学支援金	経済的負担を軽減する必要がある者に対し、公立高等学校の授業料に充てる支援金を交付し、教育の機会均等を図る。	高校教育課
9	私立高等学校等就学支援金	経済的負担を軽減する必要がある者に対し、私立高等学校の授業料に充てる支援金を交付し、教育の機会均等を図る。	私学振興課

No	事業名	事業内容	担当課
10	高等学校等奨学給付金給付事業	公立高校に在籍する低所得世帯の生徒の経済的負担を軽減するため、国の制度を活用し給付金を支給。	高校教育課
11	私立高等学校等奨学のための給付金	低所得者世帯の経済的負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。	私学振興課
12	高等学校等奨学金等貸与事業	向学心を有しながら経済的理由により修学が困難な高校生に奨学金や遠距離通学費を無利子で貸与し、修学を促進。	高校教育課
13	高等学校定時制課程教科書購入費補助事業	夜間定時制に修学している生徒を支援するため、教科書を給与し、教育の機会均等を図る。	高校教育課
14	高等学校通信制課程教科書購入費補助事業	通信制課程に在籍する生徒のうち、一定の要件を満たす者に教科書代等を補助し、修学の促進と教育の機会均等を図る。	高校教育課
15	特別支援教育就学奨励費事業	特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、法律で定められた支援制度。	特別支援教育課
16	〔ルートイングループ寄附金等活用〕 飛び立て若者奨学金給付事業	児童養護施設や里親等への入所・委託措置を受けていた児童の大学等への進学を支援するため、奨学金を給付。	こども・家庭課
17	私立専門学校授業料等減免事業負担金	私立専門学校に対して、国における高等教育の修学支援新制度の支援対象者の要件を満たす者に対して専門学校が行う授業料・入学料の減免に要する経費を交付する。	私学振興課
18	県立の高等教育機関（長野県立大学、看護大学、須坂看護専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門学校、農業大学校、林業大学校など）における授業料の減免	県立の高等教育機関（長野県立大学、看護大学、須坂看護専門学校、信州木曽看護専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門学校、農業大学校、林業大学校）などにおける授業料等の減免	高等教育振興課、医療政策課、医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、産業人材育成課、農業技術課、信州の木活用課
19	生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	生活福祉資金（教育支援資金）の無利子貸付けにより、生活困窮家庭の子どもや高等学校等の就学を支援	地域福祉課
20	児童養護施設入所児童の未来支援事業	施設入所児童の自然科学体験充実のための費用の補助を行う。	児童相談・養育支援室



No	事業名	事業内容	担当課
21	児童扶養手当給付事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育、監護するひとり親家庭の母、父等に手当を支給（所得制限あり）	こども・家庭課
22	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭及び寡婦の福祉増進のための就学資金・生活資金等の貸付。	こども・家庭課
23	生活福祉資金貸付事業	低所得者等の生活を経済的に支えるため、生活福祉資金の貸付けを行う。	地域福祉課
24	要支援者に対する県営住宅の優先入居	住宅確保の面で自立を支援するため、ひとり親家庭に対して県営住宅における優先入居を行う。	建築住宅課 (公営住宅室)
25	ひとり親家庭就業・自立支援事業	ひとり親家庭等を対象にした、就業に有利な資格の取得やひとり親家庭等の就職等に関する相談や支援。	こども・家庭課
26	ジョブカフェ信州運営事業	若年者就業サポートセンター（ジョブカフェ信州）において、40代前半までの方に対して、キャリアコンサルティング、セミナーの開催等の各サービスを提供し、若者の雇用の安定と企業の人材確保を支援。	労働雇用課
27	はたらく女性応援プロジェクト事業	出産・子育てや介護等により離職した女性が仕事と家庭を両立しながら働くことができるよう、就業支援員による就業相談や短期インターンシップの実施、合同企業説明会の開催、関係機関との連携等により女性の再就職を支援。	労働雇用課
28	生活保護受給者への支援	生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、就労自立給付金の支給、就労支援員の配置等により、生活保護受給者の自立を促進。	地域福祉課
29	生活困窮者の「絆」再生事業	民間の支援団体等が実施する生活困窮者の居場所の確保等の取組支援。	地域福祉課

## 2 子どもの貧困対策の推進に関する法律

制定 平成二十五年法律第六十四号

改正 令和元年六月一九日法律第四一号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(令元法四一・一部改正)

#### (基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(令元法四一・一部改正)

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

### 第二章 基本的施策

#### (子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(令元法四一・一部改正)

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対

策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法四一・一部改正)

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正)

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正)

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正)

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、

子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正)

### 第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 大綱の案を作成すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(令元法四一・一部改正)

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第四号で平成二六年一月一七日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和元年政令第八九号で令和元年九月七日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

### I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

### II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実など

### III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率  
など、39の指標

### IV 指標の改善に向けた重点施策

#### 教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
  - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
  - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

#### 保護者に対する職業生活の安定と向上のための支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
  - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対しての就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

#### 生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
  - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
  - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

#### 経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

### 施策の推進体制等

#### <子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

#### <施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

## 子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

### 子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
- ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することされた。

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す

子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

### 基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

### 指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

#### 1. 教育の支援

○ **学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備**

少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等

○ **真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施**

#### 2. 生活の安定に資するための支援

○ **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**

子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等

○ **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

#### 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

○ **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

#### 4. 経済的支援

○ **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）

○ **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

### 施策の推進体制等

○ **地方公共団体の計画策定等支援**

○ **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

出典：内閣府資料

## 4 茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例

平成 24 年 12 月 27 日

条例第 19 号

### 前文

私たち市民は、次代を担う子どもたちが、  
「少しの困難にあってもへこたれない、たくましく生きる力を持った子ども」  
「命を大切にして、相手のことを思いやれるやさしい心を持った子ども」  
「一人ひとりが自分の夢を持って、それに向かって努力する子ども」  
に育ててほしいと願っています。

そのために、私たちは、子どもたちが茅野市の豊かな自然と文化の中で様々な体験を積み、人と人との交流を通してお互いの個性を認め合い、生きる力と感謝の心を育てていくことを応援します。

さらに、子育てに責任を持って関わることで、親や周りの大人も成長し、大きな喜びや感動を得ることが大切なことだと考えます。

全ての市民が、安心して子どもを生み育てることができ、まちづくり、少年・少女時代を過ごせてよかったと思えるまちづくりを進めます。

ここに、茅野市民の宝である子どもたちが、「たくましく、やさしい、夢のある子ども」に育つことを願い、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、子ども及びその家庭を支援し、及び応援することについて、基本理念を定め、安心して子どもを生み、又は育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内に滞在する者をいう。
  - (2) 子ども 市民のうちおおむね 18 歳以下の者をいう。
  - (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
  - (4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人をいう。
  - (5) 支援 市が子どもを育むための政策を総合的かつ計画的に実施することをいう。
  - (6) 応援 市、市民、地域、事業者等（以下「市等」という。）が相互に連携して、子どもを育むための取組を実施することをいう。
- (基本理念)

第 3 条 市等は、次に掲げる事項を基本として子ども及びその家庭を支援し、及び応援するものとする。

- (1) 子どもの権利及び利益を尊重し、学習、体験等を通じて人格の形成に取り組むこと。
- (2) 子ども及び子どもを生み、又は育てようとする者に必要なサービスの充実に向けて取り組むこと。
- (3) 保健、医療、福祉、保育、教育その他の子どもに関するあらゆる分野において、相互に連携し、及び協力すること。
- (4) 保護者が子育ての最も重要な責任を有するとの認識の下に、子育ての意義について理解し、子育てに伴う誇り及び喜びをより深められるようにすること。

### 第 2 章 子どもを育むための役割

#### (市の役割)

第 4 条 市は、前条の基本理念に基づき、子ども及びその家庭への支援を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の規定による支援をするに当たっては、保護者、学校等（保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校をいう。以下同じ。）、地域の住民、地域の関係団体、事業者その他の市民との総合的な調整を行うことにより、協力体制を構築するものとする。

3 市は、前項の規定による調整に当たっては、必要に応じて国及び長野県に協力を求めるものとする。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、子どもが育ち、人格を形成する上で最も大きな役割を担っていることを自覚し、子どもとのふれあいを大切にし、自らが子育ての意義について理解を深め、子育てに伴う誇り及び喜びをより深められるように努めるものとする。

2 保護者は、子どもが基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるように自らが範を示すとともに、豊かな人間性を育むことができるように努めるものとする。

（学校等の役割）

第6条 学校等は、集団生活を通じて、社会性、基礎学力、考える力、創造力等を子どもの心身の発達に応じて身に付けさせることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って将来への可能性を開いていくために、子育てをしている家庭及び地域と協働して教育を推進するものとする。

2 学校等は、積極的に教育活動等の内容を公表し、地域に開かれた体制の整備及び地域との協働による運営に努めるものとする。

（地域の役割）

第7条 地域の住民及び地域の関係団体は、子育てを地域全体で取り組まなければならない課題と捉え、子ども及びその家庭を応援することに積極的に関わり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。

（市民の役割）

第8条 市民は、安心して子どもを生み、又は育てることができる社会の実現に資するため、あいさつの励行、地域の行事への参加等を通じて、良好な地域社会の形成に努めるものとする。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、その雇用する労働者が子どもとの関わりを深めることができるように配慮するとともに、学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するように努めるものとする。

2 子どもを雇用している事業者は、その健康の保持及び成長に十分に配慮するものとする。

### 第3章 子ども及びその家庭への支援及び 応援

（教育環境の整備）

第10条 市は、子どもが豊かな人間性を育み、たくましく生きる力を身につけることができるように、適切な教育環境の整備を推進するものとする。

（読書活動の推進）

第11条 市は、読書活動が子どもの豊かな心を育むために大切なものであり、かつ、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができるように、その活動を推進するものとする。

（食育の推進）

第12条 市は、子どもが健全な食生活に必要な知識及び判断力を身につけるとともに、食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育むように、子育てをしている家庭、学校等及び地域において、食育の推進に努めるものとする。

（子どもの健康の保持増進）

第13条 市は、子どもの心身の健康の保持増進を図るため、健康教育、健康診査等の充実を図るものとする。

（子どもの社会参加の促進）



第 14 条 市は、子どもが社会の一員としての責任を果たせるように社会参加をする機会を拡充し、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備に努めるものとする。

2 市は、子どもの個性を伸ばし、人間性を豊かにする文化的・社会的活動に子どもが参加し、体験することができる場を確保するように努めるものとする。

(福祉意識の醸成)

第 15 条 市は、子どもが全ての人を思いやる心を育むことができるように福祉意識の醸成に努めるものとする。

(子どもに安心・安全なまちづくりの推進)

第 16 条 市は、子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ、健やかな成長ができ、かつ、安心して過ごすことができるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待等の被害及び子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくりに努めるものとする。

(子育てをしている家庭への支援)

第 17 条 市は、保護者の多様な就労形態に対応するとともに、積極的な社会参加を支援し、並びに仕事及び子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、子育てに関する多様な需要を的確に把握し、必要な保育サービス、放課後における児童の健全育成を図る事業等を実施するものとする。

(相談体制の充実)

第 18 条 市は、子どもに関する相談を行う機関、市民団体等と密接に連携し、子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制の充実を図るものとする。

(市民等の応援)

第 19 条 保護者、学校等、地域の住民、地域の関係団体、事業者その他の市民は、市の行う支援に協力するよう努めるとともに、それぞれの

役割に応じ、子どもを育むための取組を行うものとする。

(連携及び協働)

第 20 条 市等は、子ども及びその家庭を支援し、及び応援するため、それぞれの取組を行うに当たっては、相互に連携し、及び協働して行うものとする。

第 4 章 計画の策定及び推進

(計画の策定等)

第 21 条 市は、子ども及びその家庭を支援し、及び応援することに関する計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、計画の策定に当たっては、企画・立案段階から市民の参画により策定するものとする。

3 市は、計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 市は、計画を効果的に推進するため、その評価を行い、必要があると認めるときは、見直しをするものとする。

(ネットワークの構築)

第 22 条 市等は、子ども及びその家庭を支援し、及び応援するためのネットワークを構築し、計画を推進するものとする。

第 5 章 こども・家庭応援会議

(設置)

第 23 条 子ども及びその家庭を継続的に支援し、及び応援するため、茅野市こども・家庭応援会議（以下「応援会議」という。）を設置する。

(任務)

第 24 条 応援会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第 21 条の規定に基づき策定された計画の推進に関し必要な事項を調査し、及び審議すること。

(2) 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 2 条に定める事務に関すること。

(応援会議の組織等)

第 25 条 応援会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係市民団体を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の委員又は職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員（前項第 3 号の委員を除く。）の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 応援会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 26 条 応援会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（専門委員会）

第 27 条 応援会議に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

第 6 章 雑則

（委任）

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定され、運用されている茅野市こども・家庭応援計画については、第 21 条の規定に基づき策定されたものとみなす。

（茅野市青少年問題協議会条例の廃止）

3 茅野市青少年問題協議会条例（昭和 56 年茅野市条例第 30 号）は、廃止する。

## 5

## 茅野市子ども・家庭応援会議 委員名簿

No.	区分	氏名	所属団体名（役職名）
1	(1)	市川 純章	子ども・家庭応援計画推進ネットワーク委員会 (通称：どんぐりネットワーク茅野) (代表幹事)
2	(1)	両角 薫	読書の森 読りーむ in ちの (会長)
3	(1)	戸川 榮司	茅野市の21世紀の福祉を創る会 (通称：福祉21茅野) (副代表幹事)
4	(1)	岩下 ふみ子	茅野市食生活改善推進協議会 (理事)
5	(1)	伊藤 あや子	茅野市スポーツ協会 (副会長)
6	(1)	大作 公明	茅野市子ども会育成連絡協議会 (会長)
7	(1)	小坂 秀王	茅野市主任児童委員会 (委員長)
8	(1)	北澤 いずみ	諏訪人権擁護委員協議会茅野市地区部会 (委員)
9	(1)	渡辺 修	茅野市少年育成委員会 (会長)
10	(1)	木村 香穂里	茅野市保育所保護者会連合会 (評議員)
11	(1)	名取 哲男	茅野市PTA連合会 (会長)
12	(2)	原田 正樹	茅野市行政アドバイザー（福祉分野） (日本福祉大学教授)
13	(3)	市川 八史	茅野警察署 (署長)
14	(3)	加藤 昌志	諏訪児童相談所 (所長)
15	(3)	宮原 渉	長野県子ども・若者育成支援推進本部 諏訪地方部 (諏訪地域振興局長)
16	(3)	宮坂 雅昭	市内高等学校（茅野高等学校長） (校長)
17	(3)	勅使川原 はすみ	茅野市教育委員会 (教育委員)
18	(3)	古畑 祐二	茅野市校長会（宮川小校長） (会長)
19	(3)	竹村 清子	茅野市園長会（ちの保育園長） (会長)
20	(4)	味澤 広明	事業者（野村ユニソン株） (総務人事課長)

## 区 分

- (1) 関係市民団体を代表する者 11人
- (2) 学識経験者 1人
- (3) 関係行政機関の委員又は職員 7人
- (4) その他市長が必要と認める者 1人

## 6 茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部設置要綱

平成 31 年 3 月 29 日

告示第 81 号

### (設置)

第 1 条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の基本理念にのっとり、子どもが健全に成長できる環境を整えるため並びに子ども及び家庭を支えるために必要な教育支援、福祉支援及び経済支援を中心とした事業を包括的に推進するために、茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども及び家庭の貧困対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども及び家庭の豊かな未来づくりの推進に関すること。

### (組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長、本部員及び幹事を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、各部等の長をもって充てる。
- 5 幹事は、各課等の長をもって充てる。

### (職務)

第 4 条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の指名する副本部長が、その職務を代理する。
- 3 本部員は、部務の執行に当たる。
- 4 幹事は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

### (会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部員会議及び幹事会議とする。

### (本部員会議)

第 6 条 本部員会議は、所掌事務に関する基本方針及び推進方針を決定する。

- 2 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

### (幹事会議)

第 7 条 幹事会議は、基本方針及び推進方針に基づき、諸施策についての連絡調整を行う。

- 2 幹事会議は、事務局長が招集し、事務局長が議長となる。

### (事務局)

第 8 条 事務局は、こども課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長はこども部長を、事務局次長はこども課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、こども課の職員及び関係課の職員のうちから事務局長が指名した者をもって充てる。

### (補則)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 7 計画策定の経緯

年 月 日	事 項
<b>○令和3年</b>	
7月9日～16日	○茅野市子どもの生活状況調査
<b>○令和4年</b>	
4月20日	○茅野市議会福祉教育委員会意見交換会
4月28日	○第1回茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部会議
6月2日	○第1回茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部幹事会議
6月27日	○子ども食堂関係者意見交換会
9月30日	○第2回茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部会議
10月11日	○第1回茅野市こども・家庭応援会議
10月31日	○第3回茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部会議
11月18日	○第4回茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部会議
11月28日	○第2回茅野市こども・家庭応援会議
12月12日～ 1月11日	○パブリックコメント
12月16日	○どんぐりネットワーク茅野幹事会
<b>○令和5年</b>	
1月26日	○第3回茅野市こども・家庭応援会議
2月13日	○第5回茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部会議

茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進計画

発行：令和5年（2023年）3月

編集：長野県茅野市教育委員会事務局

こども部こども課

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

TEL (0266) 72-2101 (代) FAX (0266) 73-9843